

第2編 災害予防計画もくじ

第1章 基本方針	1
第1款 災害予防計画の目標	
第2款 災害予防計画の構成	
第2章 災害対策に関する防災基盤の整備	
第1節 水害防止施設等の整備	3
第1款 河川施設の整備	
第2款 ため池の整備	
第3款 井堰・頭首工の管理	
第2節 地震観測施設の整備	6
第3節 建築物等の耐震性の確保	7
第1款 公共施設対策	
第2款 一般建築物対策	
第4節 地盤災害の防止施設等の整備	8
第1款 法指定区域の整備	
第2款 法指定区域以外の災害危険箇所の整備	
第3款 宅地造成等の規制	
第4款 災害危険区域の対策	
第5款 がけ地近接等危険住宅移転事業による対策	
第5節 交通関係施設の整備	9
第1款 道路防災対策の推進	
第2款 兵庫県消防防災ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用	
第6節 ライフライン関係施設の整備	11
第1款 ライフライン事業者との連携	
第2款 水道施設等の整備	
第3款 下水道施設等の整備	
第7節 避難設備の整備	12
第8節 事業の活用による防災基盤の整備	13
第1款 地震防災緊急事業	
第2款 地方債	
第3章 災害応急対策への備え	
第1節 組織体制の整備	16
第1款 防災組織体制のあり方	
第2款 防災機関との連携	
第3款 地域組織との協働	
第4款 応急対策業務のマニュアル化	
第2節 職員研修と訓練の実施	17
第1款 職員研修	
第2款 防災訓練	
第3節 相互応援体制の確立	18
第1款 国や県、他市町村との連携	
第2款 民間事業者との連携	
第4節 情報通信機器の活用と整備	21

第1款	情報収集用の通信機器	
第2款	情報発信用の通信機器	
第3款	機器によらない情報収集	
第4款	その他の情報収集手段	
第5款	住民への情報伝達手段	
第5節	防災拠点の整備	23
第1款	災害対策本部	
第2款	地域防災拠点	
第3款	広域防災拠点	
第4款	コミュニティ防災拠点	
第5款	物資の一時集積場所	
第6節	防災資機材の整備	25
第1款	水防資機材	
第2款	救助用資機材	
第3款	被災者用資機材	
第7節	災害ボランティア活動の支援体制の整備	26
第1款	災害ボランティアの定義等	
第2款	災害ボランティア関係団体等との連携強化	
第3款	災害ボランティア受入れ体制の整備	
第4款	災害ボランティアコーディネーターの養成	
第5款	災害ボランティアに関する啓発	
第6款	災害ボランティア関係団体の支援体制等	
第7款	専門ボランティアの活用	
第8節	備蓄、調達体制の整備	28
第1款	家庭内備蓄の推進	
第2款	公的備蓄の推進	
第3款	物資等の給与対象者	
第4款	食糧や生活必需品の確保	
第5款	応急給水	
第9節	緊急輸送体制の整備	30
第1款	緊急輸送道路の指定	
第2款	緊急交通路の指定	
第3款	ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用（再掲）	
第10節	災害医療システムの整備	34
第1款	家庭内備蓄の推進（再掲）	
第2款	災害対応病院の指定	
第3款	公立宍粟総合病院の運営	
第4款	広域医療体制の確立	
第5款	緊急搬送システムの整備	
第6款	医療救護所の設置	
第11節	要配慮者対策への備え（宍粟市避難支援プラン）	36
第1款	要配慮者対策の方針	
第2款	情報伝達体制の整備	
第3款	避難支援計画（個別計画）	
第4款	避難所における支援	
第12節	避難行動のあり方と避難所の選定	44
第1款	避難行動のあり方	

第2款 避難所の選定

第4章 住民参加による防災力の向上

第1節 防災知識の普及	46
第1款 住民が備えるべき事項	
第2款 職員が習熟すべき事項	
第3款 児童生徒に対する防災教育	
第2節 自主防災組織の育成	47
第1款 実施機関	
第2款 自主防災組織の取り組み	
第3節 消防団の育成	51
第1款 基本的方針	
第2款 活動	
第3款 育成強化対策	
第4節 企業との連携	51
第1款 企業が果たすべき役割	
第2款 事業所の自衛防災組織	
第3款 市の役割	
第5節 自衛水防組織の設置	53

第5章 大規模事故等の災害予防対策

第1節 雪害の予防対策	54
第2節 大規模火災の予防対策	54
第1款 火災に強いまちづくり	
第2款 火災に対する建築物の安全化	
第3款 消防施設等の整備強化	
第4款 火災予防対策	
第3節 危険物等の事故の予防対策	56
第1款 危険物の保安対策	
第2款 火薬類の保安対策	
第3款 毒物・劇物の保安対策	
第4款 ガスの保安対策	
第4節 原子力事故の予防対策	58
第1款 原子力災害等に関する法令	
第2款 緊急時モニタリング体制の整備	
第3款 救援・救護活動体制の整備	

第6章 大規模広域災害時の受入れ対策

第1節 避難対策	64
第2節 組織体制	64

第1章 基本方針

自然災害に動じないまちづくりには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティによる共助が、それぞれの役割を担う必要がある。社会のさまざまな主体が協働して被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。市、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等は、その責務や役割を認識し、お互いに助け合い協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

本災害予防計画は日頃から安全な地域社会を形成することにより、被害を最小限に抑えるため、また、災害時の応急対策が迅速かつ的確に行えるよう、事前の準備を行うための計画である。

第1款 災害予防計画の目標

本災害予防計画は、次の3つの目標を達成するための計画である。

- (1) 安全で安心できるまちをつくる
- (2) 災害への備えをつくる
- (3) 自助、共助による防災力を高める

第2款 災害予防計画の構成

前款に掲げた目標を達成するための本災害予防計画の構成は、次のとおりである。

1 安全で安心できる防災基盤の整備…第2章

災害による被害を防止し、または最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧が図られる「安全・安心のまちづくり」を進めるため、次の事項を中心に防災基盤の整備内容等を明示する。

- (1) 水害防止施設等の整備
- (2) 地震観測施設の整備
- (3) 建築物等の耐震性の確保
- (4) 地盤災害の防止施設等の整備
- (5) 交通関係施設の整備
- (6) ライフライン関係施設の整備
- (7) 避難設備の整備
- (8) 事業の活用による防災基盤の整備

2 災害応急対策への備え…第3章

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開できるよう、行政が平時から備えるべき防災組織体制や連絡体制、備蓄物資などを明示する。

- (1) 組織体制の整備
- (2) 職員研修と訓練の実施
- (3) 相互応援体制の確立
- (4) 情報通信機器の活用と整備
- (5) 防災拠点の整備
- (6) 防災資機材の整備
- (7) 災害ボランティア活動の支援体制の整備
- (8) 備蓄、調達体制の整備
- (9) 緊急輸送体制の整備
- (10) 災害医療システムの整備
- (11) 要配慮者対策への備え（宍粟市避難支援プラン）
- (12) 避難行動のあり方と避難所の選定

3 住民参加による防災力の向上…第4章

災害は必ずやってくることを認識し、正しい情報の取得と経験を積み重ね、だれもが自分の身は自分で守るための知識と備え、行動力を身に付ける。また、消防団や自主防災組織などが中心となり、地域が減災に取り組む。「自助」と「共助」の精神の醸成を図る取り組みを示す。

- (1) 防災知識の普及
- (2) 自主防災組織の育成
- (3) 消防団の育成
- (4) 企業との連携
- (5) 自衛水防組織の設置

4 大規模事故等の災害予防対策…第5章

- (1) 雪害の予防対策
- (2) 大規模火災の予防対策
- (3) 危険物等の事故の予防対策
- (4) 原子力事故の予防対策

5 大規模広域災害時の受入れ対策…第6章

- (1) 避難対策
- (2) 組織体制

第2章 災害対策に関する防災基盤の整備

被害を防止し、または最小限に抑えるために必要な水害防止施設や建築物の耐震性の確保など、防災基盤のあり方と現状を示す。

第1節 水害防止施設等の整備

本市の河川は、市域の東部を南北に貫流する一級河川揖保川と、西部を南北に貫流する二級河川千種川に、引原川をはじめとする大小の支流が注いでいる。市の北部の源流から中流域は流れが急峻である。山間部では土石流による災害が、南部の平坦地では本流の溢水による洪水が発生する危険性があり、十分な警戒態勢を整える必要がある。

以下に、被害の軽減に効果のある河川施設や情報機器などの整備状況、またその拡充施策を示す。

第1款 河川施設の整備

1 引原ダム

揖保川上流の引原川には、昭和33年に洪水調節が行える引原ダム（洪水調節・発電・工業用水・不特定かんがい）が整備されている。その治水容量は5,650,000 m^3 、東京ドーム約5個分の容積になる。梅雨時期や台風シーズンなど、水位の上昇が予測される場合は、速やかに龍野土木事務所と連携し、予備放流の状況や実況水位、今後の放流予測などの確認を行う必要がある。なお、より治水能力が高められるよう出水期には、引原ダムの予備放流水位を下げるよう県に要請することも必要である。

（1）引原ダムの洪水調節水位等の基準

名称	標高水位	備考（放流ゲートの高さは464.0m）
ダム天端	475.00m	
上限水位	474.00m	
サーチャージ水位（洪水時満水位）	473.70m	総貯水容量21,950千 m^3 ・有効貯水容量18,400千 m^3
ただし書き操作開始水位	472.50m	
常時満水位（10月～翌6月）	472.00m	
常時満水位（7月～9月）	471.00m	
予備放流水位（11月～翌5月）	470.00m	
予備放流水位（6月・10月）	468.30m	
予備放流水位（7月～9月）	467.20m	473.70mサーチャージ水位との差が治水に用いられる。治水容量は5,650千 m^3
発電最低水位	445.00m	472.00m常時満水位（10月～翌6月）との差が利水に用いられる。利水容量は16,800千 m^3
堆砂位	440.00m	

（2）引原ダムの諸元

設置 河川名	位置	目的	堤高 (m)	集水面積 (k m^2)	湛水面積 (k m^2)	総貯水 容量 (千 km^3)	洪水調節 方式
引原川	波賀町 日ノ原	治水・工業用水・水 力発電・かんがい	66.0	48.2	0.88	21,950	不定率

2 河川堤防

揖保川の下流域では順次、大規模な河川改修が進められているが、洪水時に注意を要する重要水防箇所は、揖保川と引原川をあわせて138箇所（平成24年5月31日時点・国県とも・詳細は資料編に掲載）存在する。平成21年台風第9号では、揖保川の最上流域である一宮町倉床から下流の山崎町宇原まで、いたるところで溢水（浸水実績図は第1編総則に掲載）が確認された。

市は洪水による被害を軽減させるため、浸水想定区域や広域避難所などを示したハザードマップを作成し住民に周知するほか、国や県に計画的な堤防の整備と、河川の浚渫を要請する。

3 排水樋門

揖保川の一宮町域と山崎町域には、洪水時に内水と外水を調整する排水樋門が、以下の表に示すとおり12箇所整備されている。樋門の操作は業務を委託する地元消防団や自治会の操作員が行う。なお、樋門の点検は5月～10月が月2回、11月～翌4月が月1回行うものとする。

排水樋門の諸元

名称	操作受託団体	所管	構造等
大西排水樋門	消防団 東市場部	国土交通省	鉄筋コンクリート・鋼製スライドゲート 1.00m×1.00m×1門
名畑排水樋門	消防団 須行名部	国土交通省	鉄筋コンクリート・鋼製スライドゲート 1.80m×1.80m×1門
嶋田排水樋門	消防団 嶋田部	市	鉄筋コンクリート・鋼製スライドゲート 1.00m×1.00m×1門
出合排水樋門	嶋田自治会	市	鉄筋コンクリート・鋼製ローラーゲート 2.40m×2.40m×1門
七社排水樋門	嶋田自治会	市	鉄筋コンクリート・鋼製ローラーゲート 1.50m×1.50m×1門
クラカケ排水樋門	嶋田自治会	国土交通省	鉄筋コンクリート・鋼製ローラーゲート 3.00m×3.00m×2門
須賀沢排水樋門	須賀沢自治会	国土交通省	鉄筋コンクリート・鋼製ローラーゲート 1.50m×1.50m×1門
川戸下流樋門	川戸自治会	市	鉄筋コンクリート・浮体構造起伏ゲート 4.10m×2.336m×2門
川戸排水樋門	川戸自治会	国土交通省	鉄筋コンクリート・鋼製ローラーゲート 1.50m×1.30m×1門
下宇原排水樋門	下宇原自治会	市	鉄筋コンクリート・鋼製スライドゲート 1.25m×1.25m×1門
宇原谷川排水樋門	下宇原自治会	国土交通省	鉄筋コンクリート・鋼製ローラーゲート 2.50m×3.70m×2門
鶴木排水樋門	鶴木自治会	県	鉄筋コンクリート・鋼製スライドゲート 1.50m×1.50m×1門

4 量水標

量水標は市内に8箇所（平成24年3月31日時点）整備されている。

市が避難勧告等の発令に用いる河川水位情報は、第3編の風水害応急対策計画に示す。

量水標の設置状況（平成27年3月31日時点）

河川名	名称	水位設定（m）				一般公開	所在地	所管
		水防団待機	はん濫注意	避難判断	はん濫危険			
引原川	石亀	—	—	—	—	○	波賀町鹿伏	兵庫県
引原川	上野	2.00	2.80	—	—	○	波賀町上野	兵庫県
揖保川	西深	2.50	3.30	—	—	○	一宮町西深	兵庫県
揖保川	三軒家	2.00	3.00	3.20	—	○	一宮町安積	兵庫県
揖保川	曲里	2.00	3.00	—	—	○	一宮町安積	国土交通省
揖保川	山崎第二	2.30	3.60	3.90	4.10	○	山崎町船元	国土交通省
菅野川	春安	1.20	1.50	1.70	1.85	○	山崎町春安	兵庫県
千種川	千種	1.10	1.60	2.00	2.80	○	千種町千草	兵庫県

5 雨量計

雨量計は揖保川水系に22箇所、千種川水系に5箇所、計27箇所（平成24年3月31日時点）に整備されている。河川水位の想定にあたり、上流域の実況雨量を確認する手段となる。これまでの19箇所に、県と市が平成23年度に共同で整備した8箇所が加わり、市内全域の雨量を均一に把握できるようになった。

雨量計の設置状況（平成27年3月31日時点）

水系	名称	一般公開	所在地	所管
揖保川水系	戸倉	○	波賀町戸倉	兵庫県
	引原	○	波賀町日ノ原（県引原ダム管理所北西50m）	国土交通省
	引原ダム	○	波賀町日ノ原	兵庫県
	引原ダム	×	波賀町日ノ原	国土交通省
	原	○	波賀町原（原浄水場）	兵庫県（市管理）
	上野	○	波賀町上野	兵庫県
	桑垣	○	一宮町倉床	国土交通省
	倉床	○	一宮町倉床	兵庫県
	黒原	○	一宮町黒原（にこにこ広場）	兵庫県（市管理）
	公文	○	一宮町公文（三方北部浄水場）	兵庫県（市管理）
	三方	○	一宮町三方町（一宮北中学校）	国土交通省
	福知	○	一宮町福知（福知溪谷休養センター）	兵庫県（市管理）
	西深	○	一宮町福知	兵庫県
	安積	○	一宮町西安積	兵庫県
	神戸	○	一宮町安積（揖保川潤賀橋下流50m）	国土交通省
	一宮	○	一宮町東市場（センターいちのみや）	気象庁
	三軒家	○	一宮町東市場	兵庫県
	東河内	○	一宮町東河内（染河内浄水場）	兵庫県（市管理）
	山崎	○	山崎町庄能（龍野土木事務所宍粟事業所）	兵庫県
	宍粟中野	○	山崎町中野	兵庫県
	中野	○	山崎町中野（都多幼稚園東隣）	国土交通省
	山崎	○	山崎町船元（国土交通省山崎維持出張所）	国土交通省
千種川水系	塩山	○	山崎町塩山（塩山公民館）	兵庫県（市管理）
	西河内	○	千種町西河内（ちくさ高原浄化センター）	兵庫県（市管理）
	河内	○	千種町河内	兵庫県
	岩野辺内海	○	千種町岩野辺（内海集会所）	兵庫県（市管理）
	千種	○	千種町千草（千種市民局）	兵庫県

※国土交通省の道路管理用雨量計（戸倉、引原、野尻）は対象から外す。

6 河川監視カメラ

河川監視カメラは市内に15箇所（平成24年3月31日時点）あり、その詳細は次表のとおりである。平成21年の台風第9号では、県管理河川である支流部の被害も大きく、計画的に支流部のカメラが整備されている。

河川監視カメラの設置状況（平成27年3月31日時点）

名称	対象河川	設置場所	一般公開	所管
曲里	揖保川	閨賀橋	○	国土交通省
五十波	揖保川	神河橋	○	国土交通省
山崎第二	揖保川	穴栗橋	○	国土交通省
福知	福知川	福知橋	○	兵庫県
百千家満	揖保川	砂出河原橋	○	兵庫県
三方町	公文川	高見橋	○	兵庫県
福中	草木川	福住橋	○	兵庫県
東市場	染河内川	三軒家橋	○	兵庫県
杉田	引原川	杉田橋	○	兵庫県
上野	引原川	波賀橋	○	兵庫県
千草	千種川	荒神橋	○	兵庫県
河内	西河内川	出合橋	○	兵庫県
土万	志文川	土万大橋	○	兵庫県
生谷	伊沢川	生谷橋	○	兵庫県
千本屋	菅野川	城下橋	○	兵庫県

第2款 ため池の整備

本市には、老朽化した、ため池が多数存在しており、豪雨時や大規模地震時においては、すべてのため池（市内54箇所）に警戒が必要である。ため池の破損や決壊による災害を未然に防ぐため、次のような防災体制の整備と指導を行う。また、危険なため池については、ため池管理者等の協力を得た上で、随時改修を進めるものとする。

なお、各ため池の具体情報は資料編に示す。

【防災体制】

- 1 ため池管理者は監視人を配置する。
- 2 応急対策資材（土のう・杭等）を準備する。
- 3 集中豪雨又は台風による大雨が予想される時はあらかじめ樋管を抜いて減水する。
- 4 余水吐の小さな池は危険時に切開し決壊を防ぐ。
- 5 ため池管理者は事前に決壊した場合の影響範囲を把握するとともに、下流関係住民や関係機関に速やかに通報する体制を整えておく。

第3款 井堰・頭首工の管理

市内にある井堰・頭首工は、かんがい用水を取り込むための農業用施設であり、管理については水利組合や受益者代表者が担っている。

台風や集中豪雨による河川の増水等が想定される場合は、事前に洪水を防止するための措置を講ずるように指導や助言を行う。

第2節 地震観測施設の整備

市は気象庁や研究機関が進める地震観測施設の整備に協力するものとする。震度は被害の予測や職員配備基準（震度5弱で2号配備）に欠かせない情報であり、また、長期的には地

震予知の研究に資するものでもあるため、その拡充に努める。なお、現時点（平成24年3月31日時点）で整備されている地震観測施設は、次のとおりである。

地震観測施設の設置状況（平成24年3月31日時点）

種類		所在地	所管	設置場所名称
地震計	高感度地震観測施設	波賀町日ノ原字二連瀬3	独立行政法人 防災科学技術研究所	日ノ原多目的広場
	広帯域地震観測施設	山崎町大沢字差ノ谷1227-41	独立行政法人 防災科学技術研究所	山林
	強震観測施設 ※2施設とも震度 計算機能あり	波賀町上野234-1	独立行政法人 防災科学技術研究所	市民センター波賀敷地内
		山崎町船元34-1	独立行政法人 防災科学技術研究所	矢栗消防署敷地南西隅
震度計		山崎町中広瀬125-7	気象庁	夢公園敷地内
		一宮町安積1347-3	兵庫県	一宮市民局内
		千種町千草168	兵庫県	千種市民局内
高感度地震計・・・人が感じない微弱な揺れまでを記録できるよう地下100m以深に設置される。震源分布の把握や日本列島周辺の地下構造の推定に活用される。				
広帯域地震計・・・はやい揺れからゆっくりした揺れまでを正確に記録する地震計で、温度や気圧の変化に影響を受けやすいためトンネルなどに設置される。日本列島周辺で発生した地震メカニズムの推定や地下構造の推定に用いられる。				
強震計・・・被害をおこすような強い揺れを記録する地震計で地表に設置される。データは地震ハザード評価や被害リスク評価などに活用される。				

第3節 建築物等の耐震性の確保

本節では地震の揺れによる建築物の損壊、焼失を軽減するために必要な施策を定める。なお、既存建築物の耐震改修、応急対策上の重要建築物の耐震性の強化は年次計画により進めるものとする。また、災害復旧時の根幹となる道路等の公共施設についても、あらかじめ耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するものとする。

第1款 公共施設対策

1 老朽建築物の改築促進

- (1) 地震発生時における避難、救護、応急対策活動等の拠点となる防災上重要な建築物の耐震性及び耐火性の強化を図る。
- (2) 老朽度の著しい建物、または構造上危険と判定されるものは、耐震耐火建物への改築を促進する。
- (3) 耐震診断判定の実施検討を図る。

2 学校施設の整備

災害時における児童生徒、教職員等の安全を確保するため、また広域避難所として機能するよう次の整備を図る。

(1) 校舎等の耐震性の確保

新耐震基準導入前（昭和56年5月31日以前）に建築確認がなされた校舎等について、耐震診断の結果に基づき、計画的に耐震補強工事を推進する。

(2) 設備・備品等の安全管理

コンピュータをはじめとしてテレビ、ロッカー、書棚、書架、下駄箱、薬品棚、実験実習機器等の転倒落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、避難通路が確保できるよう設置方法、場所等について十分配慮するものとする。

第2款 一般建築物対策

耐震対策は建築基準法で一定の水準が確保されているが、建築基準法は建築物の全ての形状まで定めるものでなく、新しい構造方法を規制するものとはなっていない。また、既存の建築物においては、ピロティ形式のものや壁量が極めて少ないもの、柱の配置及び建築形状

が不安定なもの等が少なくなく、これらについては、耐震性の向上を図る改修等が必要である。市は、建築物の設計、工事管理の業務に携わる建築士や建設業者等の関係団体に対し、建築基準法施行上の協力を要請して、遵法精神の高揚に努めることとする。また、建築士事務所協会その他の団体と協力して個々の建築物の防災に関する相談の実施に努めるとともに、公共施設等でのポスターの掲示、イベント等での災害実例の紹介等により、一般住民に対し建築物の耐震性強化等の普及啓発に努めるものとする。

1 簡易耐震診断推進事業の推進

市及び県は、昭和56年以前に建築された住宅について、住宅所有者の希望に応じ耐震診断を行うことにより住宅の安全に関する住民の意識を高め耐震化の促進に努める。

2 建築物の落下物対策の推進

(1) ガラス、看板等の落下防止

市は多数の人が通行する道路に面する建物のガラス及び家庭内のガラス戸棚等の転倒防止の安全対策や、看板等の落下防止対策の重要性について啓発を行うものとする。

(2) 家具等転倒防止

市はタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒、または棚上の物の落下による事故を防止するため、パンフレット等の配布を通じて、家具類の安全対策等の普及啓発を図る。

(3) ブロック塀の倒壊防止対策

市は住民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、市内の通学路、避難路及び避難所等を重点にブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。また、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう広報するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生け垣等を奨励するとともに、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

第4節 地盤災害の防止施設等の整備

本市は山地面積が市域全体の約9割を占め、急峻な山峡に多くの集落がある。これらの集落の裏山は大部分が急傾斜地を形成しており、豪雨時にはその崩壊により人的、物的被害の発生が危惧される。本節では地盤災害に係る被害を未然に防止し、または軽減するために必要な施策について定める。

第1款 法指定区域の整備

1 対象とする区域

法に基づく土砂災害に係る指定区域（指定地）は、次の4つがある。その地域別、所管別の区域数は第1編第2章第4節に、そのほかの具体情報は資料編の一覧に示す。

- (1) 土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）
- (3) 地すべり防止区域（地すべり等防止法）
- (4) 砂防指定地（砂防法）

2 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業の推進

市は前1の対象となる区域の土砂等を要因とする災害に対応するため、県が実施する砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業へ協力する。

3 土砂災害警戒区域の把握と住民への周知

市は県が実施する土砂災害警戒区域に対する調査、状況把握に協力するとともに、ハザードマップを作成更新し、住民への周知を図る。また、土砂災害警戒区域の巡視や土砂災害防止月間（6月）を中心とした防災思想の周知に協力する。

第2款 法指定区域以外の災害危険箇所の整備

1 対象とする箇所

法に基づく指定区域以外で土砂災害に警戒が必要となる箇所には、次の5つがある。その地域別、所管別の箇所数は第1編第2章第4節に、そのほかの具体情報は資料編の一覧に示す。

- (1) 山地災害危険地区
 - ①山腹崩壊危険地区
 - ②崩壊土砂流出危険地区
 - ③地すべり危険地区
- (2) 急傾斜地崩壊危険箇所等
- (3) 土石流危険渓流等
- (4) 地すべり危険箇所
- (5) 地すべり危険地

2 砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業の推進

前1款の2と同様とする。

3 災害危険箇所の把握と住民への周知

前1款の3と同様とする。

第3款 宅地造成等の規制

宅地の造成に伴うがけ崩れや土砂の流出等の災害を予防するため、宅地造成工事に対する規制を実施し、災害の発生を防止する。宅地造成等規制法に基づき県が指定する区域は市内に2箇所(2,703ha)ある。その地域別の箇所数は第1編第2章第4節に、そのほかの具体情報は資料編に示す。

第4款 災害危険区域の対策

本市では建築基準法第39条に基づく災害危険区域は指定していないが、今後、著しく危険と認められる地域については、条例を定め区域指定を行うものとする。

第5款 がけ地近接等危険住宅移転事業による対策

市は、がけ地など危険な区域に存在する危険住宅の除却及び移転を促進するため、住宅の所有者に必要な助成を行う。

1 補助対象となる住宅の要件

災害危険区域、兵庫県建築基準条例第2条で建築を制限している区域、土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格住宅。または、これらの区域に存する住宅のうち、建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁（建築主事を置く市町村および特別区の長、その他の市町村および特別区では都道府県知事）が是正勧告等を行った住宅。

2 補助率 国1/2、県1/4、市町1/4

3 住宅除却費の補助 限度額780千円

4 移転先住宅の助成

金融機関から資金を借り入れた場合、利子相当額を助成する。

限度額は4,060千円（建物：3,100千円、土地：960千円）

第5節 交通関係施設の整備

本節では災害時に負傷者や急病者を搬送するために重要な交通網の整備について定める。

第1款 道路防災対策の推進

本市の道路網は、南北の幹線道路を国道29号、主要地方道若桜下三河線、養父宍粟線など、東西を国道429号、主要地方道宍粟下徳久線、加美宍粟線などによって構成され、中国自動車

道とともに広域道路網を形成している。中心部から広がる農村部の生活道路は年次的に改良を進めているが、中心市街地及び集落間を結ぶ幹線道路は未整備の部分が多い。加えて播磨科学公園都市へのアクセス道路網の整備が必要である。こうした現状を踏まえ、市街地集中交通の排除の役割と農村部の交通の円滑化を図るため計画的な整備を図る必要がある。また、生活道路は住民の日常生活の上で最も身近な問題であり、今後もその整備拡充を図るとともに、交通安全と緑の空間を取り入れた良好な居住環境づくりが必要である。

1 予防対策

路側法面の被覆工事の促進など、道路構造を保全し、安全で快適な居住環境と円滑な道路交通を確保するため、平素より計画的、効率的に点検を行い異常の早期発見に努める。災害時には無線機等の活用による情報の収集を行い、しーたん通信などを通じて広報を行う。

2 事業計画

- (1) 道路交通の安全と円滑な通行を確保するため、高速道路、主要地方道及び一般県道の整備促進を図り、道路改良、舗装補修事業を実施し災害を未然に防止する。
- (2) 降雨による道路面のうわ流れを防止し、舗装及び補修工事を実施する。
- (3) 異常気象時における道路交通の危険を防止するため、通行規制基準を設定し、その実施にあたり警察等関係機関と連絡を図り実施する。

第2款 兵庫県消防防災ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用

本市は658平方キロに及ぶ広範囲な市域を有するうえ、急傾斜地等の災害危険箇所も多いため、道路が寸断された場合に輸送路が断たれるほか、孤立集落が発生する可能性も考えられる。これらを考慮した場合、ヘリコプターによる負傷者や物資の搬送は重要である。市は市域均一にヘリコプター臨時離着陸場の適地を確保し、航空輸送の円滑化を図る。

市が指定し県に登録するヘリコプターの臨時離着陸場適地は、次のとおりである。なお、孤立可能性集落への応急対策（Nコードによるヘリコプター駐機地点とホイスト昇降地点）については、第3編～第5編の応急対策計画に示す。

消防防災ヘリコプター臨時離着陸場適地（全12箇所）

番号	適地名	所在地	管理	連絡先	最大対応機種	敷地の広さ
西161	山崎スポーツセンター野球場	山崎町下町1	市民協働課	63-3000	川崎CH-47J	90m×90m
西162	本多公園グラウンド	山崎町中井26-1	市民協働課	63-3000	川崎バートルKV-107	110m×60m
西163	かみかわ緑地公園	山崎町岸田521	都市整備課	63-3000	川崎CH-47J	150m×95m
西166	スポニックパークー宮グラウンド	一宮町東市場1090-3	委託先 同施設管理棟	72-1331	川崎バートルKV-107	120m×120m 扇形
西168	伊和高等学校グラウンド	一宮町安積616-2	同校事務室	72-0240	川崎CH-47J	100m×140m
西播285	家原遺跡公園「三方の里」体験の広場	一宮町三方町624-1	三方町出張所	74-0001	川崎バートルKV-107	90m×50m
西169	波賀市民グラウンド	波賀町上野164-6	市民協働課	63-3000	川崎CH-47J	50m×60m
西170	鹿伏くるみの里グラウンド	波賀町鹿伏175-10	委託先 同施設管理棟	73-0348	川崎バートルKV-107	60m×70m
西171	波賀総合スポーツ公園	波賀町有賀97-1	市民協働課	63-3000	川崎バートルKV-107	140m×140m 扇形
西172	谷 山村広場	波賀町谷179-13	波賀市民局	75-2220	AS332L1	50m×60m
西173	千種中学校運動場	千種町河呂60-1	教育総務課	63-3000	川崎CH-47J	125m×80m
西174	ちくさ高原ネイチャーランド駐車場	千種町西河内1047	委託先 同施設管理室	76-3555	川崎CH-47J	80m×170m

第6節 ライフライン関係施設の整備

本節では住民生活に直結するライフライン関係施設の整備方法等について定める。

第1款 ライフライン事業者との連携

電気、電話、ガス事業者との連絡体制を確立し、被害状況と対策、復旧状況などの情報を共有する。なお、非常時の連絡体制は第3編～第5編の応急対策計画に示す。

第2款 水道施設等の整備

被災しても機能全体が麻痺せず、迅速な復旧が可能となるよう水道関係施設に次の対策を行うものとする。

1 水道施設の整備

災害による断水等の被害を軽減できるよう重要度の高い基幹施設については、構造物の耐震性を確保し、計画的に整備を進めるものとする。

(1) 重要度の高い基幹施設

- ① 水源池、配水池等の構造物
- ② 主要な管路

(2) 施設の機能を発揮させるために必要不可欠な施設

- ① 情報電送設備
- ② 自家発電設備
- ③ 全市遠方監視システム

(3) 防災上重要な施設

- ① 避難所予定施設
- ② 宍粟総合病院ほか医療施設
- ③ 社会福祉施設

2 水道施設の保守点検

水道施設の巡回点検、予備施設の整備を実施することとする。

(1) 貯水施設 上流流域内の荒廃防止

(2) 取水施設 施設の保守

(3) 浄水施設

- ① 付帯設備の保守
- ② 消毒設備の保守
- ③ 薬品注入設備の保守

(4) 導・送・配水施設

- ① 付属配管・諸設備の保守
- ② 幹線管路の相互連絡

3 水道施設の新設等

耐震性、立地条件等を勘案の上、老朽施設や管路を計画的に更新するものとする。

(1) 耐震性の高い管材料の採用

(2) 伸縮可撓継手の採用

4 断水対策

基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域のブロック化（緊急性遮断弁の配置）による被害区域の限定化を図ることとする。

5 図面の整理

緊急時に適切な対応が行えるよう図面等を整理し、施設の現況を把握することとする。

6 協定に基づく相互応援活動

県内全市町と各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部、兵庫県簡易水道協会が平成10年3月

に締結した「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づき、災害対策資機材の備蓄や連絡方法などの必要な調整を定期的に行い、相互応援活動が円滑に実施できるよう努める。

7 資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくこととする。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておくこととする。

第3款 下水道施設等の整備

被災しても機能全体が麻痺せず、迅速な復旧が可能となるよう下水道関係施設に次の対策を行うものとする。

1 下水道施設等の機能保持

災害時においても下水道の機能を保持できるよう処理場などの重要施設については、耐震化と浸水を防ぐための立地条件などを勘案し、計画的に整備を進めることとする。

2 システム的な機能の強化

下水道施設等が被害を受けた場合にも機能を保持できるよう、次のようなシステム的対応により機能の向上を図ることとする。また、電力や水道の停止時の機能確保のために、非常用電力・用水等の確保を図ることとする。

- (1) 重要な管渠の2ルート化
- (2) ネットワーク幹線の整備
- (3) 施設の複数化
- (4) 自家発電設備の整備
- (5) 用水供給設備の整備

3 下水道施設等の保守点検

巡視、点検を実施し老朽施設、故障箇所の改善を図る。

- (1) 下水道台帳の整備
- (2) 既往災害履歴の作成
- (3) 耐震点検
- (4) 日常点検保守
- (5) 被災の可能性が高い箇所の把握

4 災害時用の資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておくこととする。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておくこととする。

第7節 避難設備の整備

円滑な避難行動に必要な設備などの整備方針を示す。

1 避難路

指定避難所に連絡する道路を避難路と想定し、円滑な避難行動が行えるよう道路や水路の境が識別できるような工夫を行うほか、段差の解消などに努める。

2 指定避難所の外灯

施設照明や防犯灯、街路灯のみでは照度が確保できない指定避難所では、その敷地内に外灯を整備するものとする。設置する外灯は外部電力に頼らない蓄電式のものが望ましい。なお、整備が完了した避難行動用の外灯は次のとおりである。

指定避難所の外灯の整備状況（平成26年3月31日時点）

外灯番号	設置場所	諸元	設置年月
防災1-1	山崎南中学校	ソーラー式LED防犯灯 SLW-4802S8H-AL	平成24年3月
防災2-1～6	山崎東中学校	ソーラー式LED防犯灯 SLW-4802S8H-AL	平成24年3月
防災3-1	一宮南中学校	ソーラー式LED防犯灯 SLW-4802S8H-AL	平成24年3月
防災4-1	一宮北中学校	ソーラー式LED防犯灯 SLW-4802S8H-AL	平成24年3月
防災5-1	城下小学校	ソーラー式LED防犯灯 SLW-4802S8H-AL	平成24年3月
防災6-1～2	戸原小学校	ソーラー式LED防犯灯 SLW-4802S8H-AL	平成24年3月
防災7-1～2	伊水小学校	ソーラー式LED防犯灯 SLW-4802S8H-AL	平成24年3月
防災8-1	旧土万小学校	ソーラー式LED防犯灯 SLW-4802S8H-AL	平成24年3月
防災9-1～3	染河内小学校	ソーラー式LED防犯灯 SLW-4802S8H-AL	平成24年3月
防災10-1～2	三方小学校	ソーラー式LED防犯灯 SLW-4802S8H-AL	平成24年3月
防災11-1～12	波賀小学校	ソーラー式LED防犯灯 SLW-4802S8H-AL	平成24年3月
防災12-1	生涯学習センター 学遊館	ソーラー式LED防犯灯 SLW-4802S8H-AL	平成24年3月

3 指定避難所の整備

施設を所管する市各担当部局は、指定避難所としての機能が果たせるよう施設や設備の拡充に努めるものとする。指定避難所には、被災者が最低限の生活を送ることができるよう毛布や救助用資機材などの備蓄物資、しーたん通信やテレビなどの情報収集機器を計画的に備えていくものとする。

第8節 事業の活用による防災基盤の整備

本節では国の防災基盤施設の整備事業について、必要な事項を示す。

第1款 地震防災緊急事業

学校や医療機関、緊急輸送路などの防災基盤の整備に関しては、地震防災対策特別措置法により、国の財政上の特別措置を受けることができる。特別措置を受けるには、県が定める地震防災緊急事業五箇年計画（以下「計画」という。）に市の対策事業を反映させる必要がある。本款では、地震防災緊急事業の対象となる事業と第3次計画に市が反映させた事業を示す。

1 計画の経緯

- （1） 第1次 平成8年～平成12年
- （2） 第2次 平成13年～平成17年
- （3） 第3次 平成18年～平成22年
- （4） 第4次 平成23年～平成27年

2 財政上の特別措置

（1） 補助率の嵩上げ

- ① 消防用施設の整備 1/3→1/2
- ② 社会福祉施設（木造）の改築 1/2→2/3
- ③ 公立幼稚園、公立小中学校、公立特別支援学校
改築（危険度の高い校舎・屋内運動場・寄宿舎） 1/3→1/2
補強（非木造の校舎・屋内運動場 ※幼稚園・特別支援学校を除く） 1/3→1/2
補強（危険度の高い校舎・屋内運動場・寄宿舎） 1/3→2/3
- ④ 防災行政無線設備等の整備 1/3→1/2
- ⑤ 飲料水施設・自家発電設備等 1/3→1/2
- ⑥ 備蓄倉庫の整備 1/3→1/2
- ⑦ 救護施設等の整備 1/3→1/2

(2) 地方債の特例

地方債について特別の配慮（地方財政法第5条）

(3) 交付税の特例

補助率の嵩上げ事業に係る起債の元利償還金について基準財政需要額に算入

3 第3次計画に掲げた事業（市内施設）

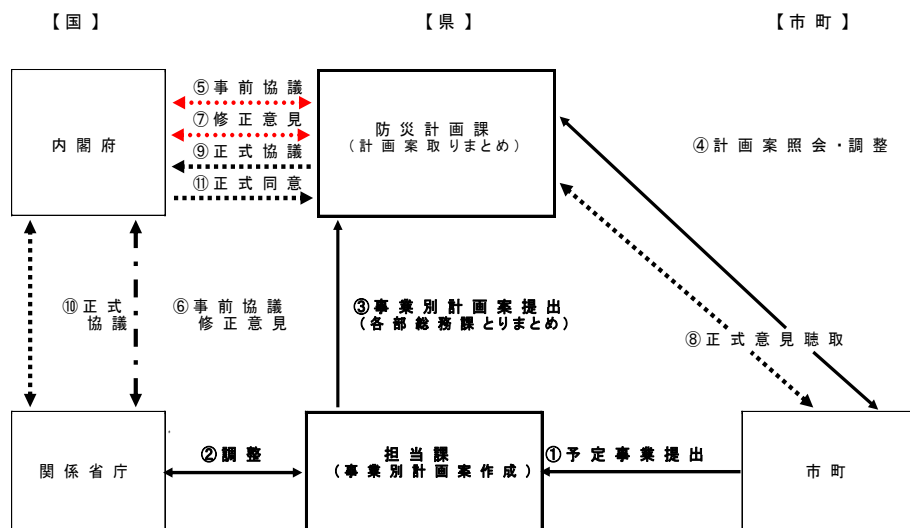
- (1) 公立学校施設整備事業（校舎） 12校
- (2) 公立学校施設整備事業（屋内運動場） 9校
- (3) 緊急消防援助隊整備費補助事業 1箇所
- (4) 子育て支援対策臨時特例交付金（社会福祉施設） 1施設
- (5) 次世代育成支援対策施設整備交付金（社会福祉施設） 1施設（社会福祉法人）
- (6) 農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業（避難路） 1箇所1.83km（兵庫県）
- (7) 森林整備事業（避難路） 1箇所2.51km（兵庫県）
- (8) 道路事業（緊急輸送路） 1箇所2.90km（国土交通省）
- (9) 公立学校施設整備事業（公的建造物） 2施設（兵庫県）

4 第4次計画の対象施設

第4次計画の対象施設は次のとおりである。なお、※印は補助率の嵩上げの対象となる施設である。

- (1) 1号 避難地
- (2) 2号 避難路
- (3) 3号 **消防用施設※**
- (4) 4号 消防活動用道路
- (5) 5号－1 緊急輸送道路
- (6) 5号－2 緊急輸送交通管制施設
- (7) 5号－4 緊急輸送関連港湾施設
- (8) 6号 共同溝等
- (9) 7号 医療機関（要改築・補強）
- (10) 8号－1 **社会福祉施設※（要改築・補強）**
- (11) 8号－2 **公立幼稚園※（要改築・補強）**
- (12) 9号－1 **公立小中学校校舎※**
- (15) 9号－2 **公立小中学校屋内運動場※**
- (16) 9号－3 **公立小中学校寄宿舍※**
- (17) 10号－1 **公立特別支援学校校舎※**
- (18) 10号－2 **公立特別支援学校屋内運動場※**
- (19) 11号 公的建造物（要補強）
- (20) 12号－1 海岸保全施設
- (21) 13号－1 砂防設備
- (22) 13号－2 保安施設
- (23) 13号－3 地すべり防止施設
- (24) 13号－4 急傾斜地崩壊防止施設
- (25) 13号－5 ため池
- (26) 14号 地域防災拠点施設
- (27) 15号 **防災行政無線※**
- (28) 16号 **飲料水施設・自家発電設備等※**
- (29) 17号 **備蓄倉庫※**
- (30) 18号 **救護設備等※**
- (31) 19号 老朽住宅密集市街地対策

5 計画作成の流れ



第2款 地方債

防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部が後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入される地方交付税の措置が講じられる。なお、次に示すもののほか、過疎対策事業債・辺地対策事業債（充当率100%、交付税算入率70%～80%）などの活用が考えられる。

1 防災基盤整備事業

地方公共団体が単独事業として行う防災基盤の整備事業が対象とされる。

(1) 事業内容

- ① 消防防災施設整備事業
- ② 消防広域化対策事業
- ③ 緊急消防援助隊施設整備事業

(2) 財政措置

一般事業は防災対策事業債75%（交付税算入率30%）、一般財源25%である。国の周波数再編に伴うデジタル化関連事業は防災対策事業債90%（交付税算入率50%）である。

2 公共施設等耐震化事業

地方公共団体が単独事業として行う避難拠点となる公共施設等の耐震化事業が対象とされる。防災対策事業債90%（交付税算入率50%）、一般財源10%であるが、前款の地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設については、交付税算入率が3分の2に引き上げられる。

第3章 災害応急対策への備え

本章では次編以降の応急対策計画（第3編～第5編）を円滑に展開できるよう、行政や地域、住民が平時から備えるべき事項を示す。

第1節 組織体制の整備

以下に市の防災組織体制と防災関係機関との連携のあり方などを示す。

第1款 防災組織体制のあり方

1 市

市は災害から住民の生命と財産を守るため、異常気象などの事象や規模に応じた段階的な防災組織体制を整える。なお、市の防災組織体制は第3編から第5編の第2章に示す。また、より詳細な職員一人ひとりの配置先は、毎年4月に見直しを行う職員配備計画として別に定めるものとする。

2 宍粟市防災会議

市は災害対策基本法第16条に基づき宍粟市防災会議を設置し、防災に関するさまざまな事象を継続的に検討審議し推進する。

(1) 市防災会議の所掌事務

- ① 宍粟市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- ② 宍粟市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- ③ 水防法（昭和24年法律第193号）第32条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(2) 市防災会議の委員

- ① 兵庫県知事の部内の職員のうちから市長が指名する職の者
- ② 兵庫県警察の警察官のうちから市長が指名する職の者
- ③ 指定地方行政機関の職員のうちから市長が指名する職の者
- ④ 市長がその部内の職員のうちから指名する職の者
- ⑤ 副市長及び教育長
- ⑥ 消防長
- ⑦ 消防団長及び消防団支団長
- ⑧ 指定公共機関若しくは指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者
- ⑨ 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

第2款 防災機関との連携

市は県や警察、神戸^{地方}気象台など、前1編第1章第2節に示す防災機関と平時から連携するとともに、市単独では対応が困難な災害が生じた場合は、これらの防災機関に協力を要請し災害応急対策にあたるものとする。なお、円滑に連携が図られるよう事前に協定を結ぶなどの措置を行うものとする。

第3款 地域組織との協働

多発する豪雨や前触れの無い地震など、災害の発生が予測できない事象が近年、増加する傾向にある。行政主導の防災対策だけでは、十分なものとは言えず、平時から地域の防災力を高めておく必要がある。市は地域と連携のうえ、自助と共助、公助の役割分担を明確にし、あらゆる災害に対応できるよう自主防災組織や消防団などの組織づくりを支援するものとする。なお、平成22年度から平成24年度までの3年間で自主防災組織の緊急育成期間と定め、補助事業を拡充するなどの対策を実施した。

第4款 応急対策業務のマニュアル化

市は応急対策計画（第3編～第5編）を円滑に実施できるよう、「災害時の職員初動マニュアル」を作成し、職員に周知する。マニュアルは本地域防災計画の応急対策を、実施する担当部局ごとに時系列に並び替えたものとする。

第2節 職員研修と訓練の実施

職員を対象とした研修や住民を対象とした防災訓練の実施について、必要な事項を以下に示す。

第1款 職員研修

災害応急対策には、被害認定調査や避難所の運営など、通常の業務には無いものが数多くある。市はこれらの業務を担当する職員を対象に実務研修を行い、個々の専門知識と対応能力の向上を図る。研修の実施にあたっては、職員の人事異動を考慮し、できるだけ多数の職員が参加できるよう計画するものとする。なお、他市町で災害が起こった場合の職員派遣においても、実務を経験できる機会ととらえ、積極的に必要な支援を行うものとする。

以下に専門知識が必要となり、特に事前研修を深めるべき業務を示す。

- 1 家屋被害認定士（罹災証明書の発行に必要な家屋被害認定調査を実施する）
- 2 被災建築物応急危険度判定業務（地震発生後に建物の安全性を判定する）
- 3 被災宅地危険度判定業務（地震、土砂災害などの発生後に宅地の安全性を判定する）
- 4 避難所運営業務
- 5 災害対策本部運営業務

第2款 防災訓練

市は防災訓練を実施し組織体制の課題を明らかにするとともに、その結果を改善に活かす。以下に行うべき訓練の種類や内容を示す。

1 総合防災訓練

市は地域ごとに異なる自然条件や起こりうる災害の種別を考慮し、各市民局を単位とする総合防災訓練を実施する。訓練の実施時期や場所、想定する災害、訓練内容などは参加機関との協議により決定する。なお、主な参加機関と実施すべき訓練は次のとおりである。

（1）主な参加要請機関

市、西はりま消防組合、宍粟消防署、消防団、自主防災組織、学校、社会福祉協議会、県、警察署、自衛隊、国土交通省山崎維持出張所、ライフライン事業者など

（2）実施する訓練の種類

①災害対策本部設置訓練

職員の参集、被害情報の収集と伝達、応急対策の検討、広域応援要請など、市民局現地災害対策本部と本庁災害対策本部の設置運営に係る訓練

②地域連携訓練

自主防災組織、学校、事業所による避難行動や避難所の開設に係る訓練

③参加機関の対策訓練

参加機関が独自に実施する救助訓練や復旧訓練、消火訓練など

④広域連携訓練

県防災ヘリコプターや自衛隊の受け入れ、物資の集積と避難所への配送に係る訓練

⑤展示、体験型訓練

平時に取り組むべき防災対策の周知、初期消火体験、災害疑似体験など

2 組織別防災訓練

市は独自に情報伝達訓練や、図上訓練を実施するとともに、自主防災組織等が目的に応じて実施する個別訓練に対し助言や指導、支援を行う。

第3節 相互応援体制の確立

市は応急対策が困難な大規模災害の発生を想定し、県や他市町、企業などと連携した応急対策体制を確立する。

第1款 国や県、他市町村との連携

市は西播磨ブロックと県、国との相互連携を基本に、広域防災ネットワーク体制を構築する。なお、協力体制をより明確にするため、あらかじめ必要な対策を明記した協定を結ぶよう努める。現時点（平成27年3月31日時点）で市が結ぶ協定は次のとおりである。

1 地方自治体等の業務における協定

名称	主な内容	締結相手	締結年月日	経費
指定避難所に関する覚書	1 避難所の開設 2 避難所の運営支援	県立伊和高等学校	H25.3.15	無償
指定避難所に関する覚書	1 避難所の開設 2 避難所の運営支援	県立千種高等学校	H25.3.15	無償
播磨広域防災連携協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受け入れ	播磨地域 13 市 9 町	H26.4.22	原則有償
災害時相互応援協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受け入れ	千葉県匝瑳市	H26.11.22	原則有償
災害時の協力に関する覚書	1 被害情報の収集・伝達 2 災害時の食糧等の調達及び備蓄品の提供 3 避難場所の提供及び公有地の使用	近畿地方整備局姫路河川国道事務所	H27.00.00	原則有償
災害時等の応援に関する申し合わせ	1 情報収集(情報連絡員リエゾン派遣、ヘリコプターの活用) 2 職員、専門家の派遣 3 通信機器の提供 4 災害対策用機械の提供	国土交通省 近畿地方整備局	H24.8.9	無償
災害時相互応援協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受け入れ	八頭町、若桜町	H24.8.6	原則有償
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受け入れ	県、県内全市町	H18.11.1	原則有償
西播磨地域災害時等相互応援に関する協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受け入れ	西播磨5市6町	H18.3.27	原則有償
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	1 資機材の提供 2 職員の派遣 3 焼却、破碎等の中間処理	県、県内市町、一部事務組合	H17.9.1	原則有償
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	1 応急給水作業 2 応急復旧工事 3 資機材、車両等の提供	県、県内市町、県内水道企業団、日水協 県支部、県簡水協会	H10.3.16	原則有償
兵庫・岡山両県境隣接市町村間における災害応急対策活動の相互応援に関する協定	1 資機材及び物資の提供 2 職員の派遣 3 被災者の受け入れ	赤穂市、上郡町、佐用町、備前市、美作市、西粟倉村	H8.7.1	原則有償

名称	主な内容	締結相手	締結年月日	経費
兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	1 医療救護チームの派遣 2 患者の受入 3 医師や看護師、医療技術職員、事務職員の派遣 4 応急医薬品等の提供	(神戸市)、(兵庫県)、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、相生市、赤穂市、神河町、たつの市、香美町、新温泉町、(公立豊岡病院組合管理者)、(公立八鹿病院組合管理者)	H8.1.16	別途協議

2 消防業務における協定（西はりま消防組合）

名称	主な内容	締結相手	締結年月日	経費
中国自動車道のうち兵庫県の区域における消防相互応援協定	中国自動車道(上り福崎 IC まで、下り佐用 IC まで、下り佐用ジャンクションから鳥取自動車道合流地点まで)内の火災、救急業務の応援出動	県内関係 8 市 2 消防組合	H26.2.1	一部有償
ガス漏れ及び爆発事故等の防止対策に関する覚書	ガス漏れ事故等の発生防止と被害の軽減	大阪ガス(株)兵庫導管部	H26.1.1	無償
兵庫県広域消防相互応援協定	1 大規模災害時の対処 2 特殊災害時の対処	県内 24 消防本部	H25.10.23	原則有償
災害時におけるセンサー等防災資機材の提供に関する協定	破壊工具の提供 センサー、ノコギリ、ナタ	しそ森林組合	H25.4.1	無償
災害時における燃料の優先供給に関する協定	燃料の備蓄と現地輸送 ガソリン・軽油各 30,000L 混合油 5,000L	兵庫県石油商業組合 宍粟支部	H25.4.1	有償
災害時における消防用水等の搬送に関する協定	ミキサー車による消防用水の搬送	山崎生コン(株) 田中工業(株) (株)岸本組 宮本建材	H25.4.1	無償
消防業務の相互応援に関する協定(鳥取県東部)	戸倉トンネル内の火災、救急業務の応援出動	鳥取県東部広域行政管理組合	H25.4.1	一部有償
消防相互応援協定(南但)	火災、救急業務の応援出動	南但広域行政事務組合	H25.4.1	一部有償
消防業務の相互応援に関する協定(姫路市)	火災、救急業務の応援出動	姫路市	H25.4.1	一部有償
兵庫、岡山両県境間における消防相互応援協定	兵庫県と岡山県の境界付近での火災、救急業務の応援出動	赤穂市・東備消防組合・美作市	H25.4.1	一部有償
宍粟市の安全・安心に関する覚書	1 赤色灯灯火パトロール 2 行方不明者の捜索 3 犯罪、事故等の通報	宍粟警察署 宍粟市消防団	H18.5.14	無償

第2款 民間事業者との連携

市は前款の協定のほか、民間事業者等とも積極的に協定を結び、あらゆる災害の応急対策に取り組むものとする。現時点（平成27年3月31日時点）で市が結ぶ協定は次のとおりである。

その他民間事業者等との協定

名称	主な内容	締結相手	締結年月日	経費
特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	指定避難所への特設公衆電話回線の事前設置	西日本電信電話株式会社 兵庫支店	H25.6.3	無償
災害時における応急対策業務に関する協定	1 河川決壊を防ぐための築堤、土のう積 2 道路の障害物除去、仮ガードレールの設置 3 市が必要とする応急作業	宍粟防災組合	H26.4.1 (H22.4.1～)	無償
災害時における緊急測量業務等に関する協定	1 復旧工法の検討に必要な測量作業 2 被災状況の写真撮影 3 緊急測量作業	宍粟市測量・設計災害対策協力会	H26.4.1 (H22.4.1～)	有償
災害に係る情報発信等に関する協定	1 ヤフーサービス上への市ホームページキャッシュサイトの掲載 2 避難情報、避難所状況等のヤフーサービス上への掲載	ヤフー株式会社	H24.11.12	無償
孤立対策用衛星電話(ku-1ch)装置設置に関する覚書	孤立対策用衛星電話(ku-1ch)の設置(三方町出張所・道谷小学校・学遊館の3箇所)	西日本電信電話株式会社 兵庫支店	H24.10.1	無償
災害時等における相互協力に関する協定	1 道路施設の損傷等の調査及び復旧に関する技術的支援 2 資機材及び物資の提供 3 敷地、施設の提供 4 緊急開口部を活用した緊急車両の通行	NEXCO 西日本関西支社福岡管理事務所	H24.5.8	有償
覚書(テレビ再放送サービスに関する覚書)	指定避難所でのテレビ再放送サービス	姫路ケーブルテレビ株式会社	H24.4.1	無償
災害等相互応援に係る協定	1 配給水管と給水装置の復旧 2 資機材と人員の確保	宍粟市管工事組合	H21.5.15	有償
災害時における障害物除去等の協力に関する協定	1 人命救助、道路交通確保のための障害物除去 2 市が必要とする応急作業	兵庫県自動車整備振興会西播北支部	H21.2.13	無償
災害時における食糧・生活必需品の確保に関する協定	食料品、日用品の供給と運搬	マックスバリュ西日本(株)	H18.12.27	有償
災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	1 食料品、日用品の供給と運搬 2 避難場所(駐車場)の提供	山崎商業開発(株) イオン(株)西日本カンパニー	H18.6.27	有償
災害時等における「山崎町」と「山崎町区内郵便局」との相互協力に関する覚書	被害、避難情報の提供	山崎町区内郵便局代表 播磨山崎郵便局	H10.10.29	有償
災害時における情報の収集及び伝達の応援に関する協定	1 被害、避難情報の提供 2 救急救助情報の提供	山崎アマチュア無線クラブ	H9.12.16	無償

名称	主な内容	締結相手	締結年月日	経費
緊急時における生活物資の確保に関する協定	食料品、日用品の確保と供給	生活協同組合コープこうべ	H26.3.18	有償
災害時における物資供給に関する協定書	作業用品、日用品の確保と供給	NPO法人コメリ災害対策センター	H27.1.16	有償

第4節 情報通信機器の活用と整備

状況が刻々と変わる自然災害に対して最善の対策が実施できるように、市は通常の電話やテレビのほか、次に掲げる情報通信機器を活用し情報を収集するとともに、その拡充と保守に努める。なお、災害時に円滑に通信を行うためには、操作が複雑な非常用通信機器に慣れる必要があることから、日常的に職員が使用するよう努める。

第1款 情報収集用の通信機器

気象情報や交通情報、河川情報などは、以下に示すインターネットサイトから収集する。なお、一般公開されるシステムについては、定期的に広報紙に掲載するなど、その周知にも努めるものとする。

防災情報サイト（システム）

名称等	内容	アドレス等	QRコード
【一般公開】 宍粟市土砂災害情報等提供システム(※しそうチャンネル)	市内雨量局、河川ライブカメラ、量水標の情報が網羅され、水防に不可欠な情報が閲覧できる。また雨量情報のメール配信機能も利用できる。 ※しそうチャンネルでは本システムの情報がランダムに放映される。	携帯端末用 http://shiso-weather.info/mobile/index.html パソコン用 http://shiso-weather.info/	
【一般公開】 河川ライブカメラシステム	県と市が管理するサイト。本編第2章第1節に示す河川監視カメラのうち、県が管理する12台の実況画像が閲覧できる。	携帯端末用 http://www.mizumori.jp/tatsuno/mobile/ パソコン用 http://www.mizumori.jp/tatsuno/	
【一般公開】 防災情報提供センター	国土交通省が運営するサイト。レーダー解析雨量や雨量計雨量、河川水位、積雪など、リアルタイムの情報が閲覧できる。	携帯端末用 http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/index.html パソコン用 http://www.mlit.go.jp/saigai/bosaijoho/	
【一般公開】 話そうはりま	姫路河川国道事務所が運営するサイト。揖保川の3箇所(閤賀橋、神河橋、宍粟橋)と国道29号の16箇所(戸倉北、兵坂南、道の駅はがなど)の実況画像が閲覧できる。	携帯端末用 http://www.himeji.kkr.mlit.go.jp/i/ パソコン用 http://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/	
【一般公開】 ハイウェイ交通情報 iHighway	西日本高速道路株式会社が運営するサイト。事前に「マイルート登録とメール設定」を行うことで、高速道路の通行止め情報などが登録する端末に届く。	携帯端末用 http://ihighway.jp パソコン用 http://ihighway.jp/web/index.html	
【一般公開】 気象庁サイト	レーダー解析雨量など、気象に関する精度の高い情報が閲覧できる。	パソコン用 http://www.jma.go.jp/jma/index.html	—
【一般公開】 兵庫県地域別土砂災害危険度	兵庫県が運営するサイト。土壌中の雨量がどの程度なのかを分析し、5キロメッシュで土砂災害の危険度を予測する。	パソコン用 http://sabo.civil.pref.hyogo.lg.jp/catv/area48.html 携帯端末用 http://sabo.civil.pref.hyogo.lg.jp/mobile/	

名称等	内容	アドレス等	QRコード
【一般公開】 兵庫県地域の 防災情報CGハ ザードマップ	前1編第2章第3節の「浸水被害の想定」や同第4節の「風水害が発生するおそれのある危険箇所」など、最新のハザードマップが閲覧できる。	携帯端末用 http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/ パソコン用 http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/	
【一般公開】 雪氷気象情報	姫路河川国道事務所が運営するサイト。国道 29 号(戸倉、野尻、山崎)の1時間毎の予測積雪量が閲覧できる。 行政専用サイトはIDとパスワードが必要である。	パソコン用(公開用) http://www.micosfit.jp/himeji/ (行政専用) http://www.micosfit.jp/himeji_kanri/	—
【一般公開】 NHKデータ放 送	デジタル波対応のテレビでNHKを選局し、dボタンを操作することで河川水位情報や台風情報を閲覧できる。その他の民放でも同様の操作で避難情報などを取得することができる。	—	—
【行政専用】 ※一部一般公開あり フェニックス防 災システム	県内すべての市町や県機関などが備える防災用端末で、あらゆる気象情報、防災情報を閲覧することができる。県が発令する水防指令や水防警報、引原ダムの放流状況などを瞬時に伝達する。	携帯端末用(一般公開用) http://hyogo.bosaiinfo.jp/mobile	
【行政専用】 防災情報提供 システム	気象庁 が行政機関に提供する気象情報システムで利用には専用のIDとパスワードが必要である。第3編の風水害応急対策計画で詳細を示すが「規格化版流域雨量指数」や「土砂災害警戒判定メッシュ情報」など、より密な気象予測が閲覧できる。	—	—
【行政専用】 市町村向け川 の防災情報	国土交通省が提供するシステムで利用には専用のIDとパスワードが必要である。なお、一般公開される「川の防災情報」は、本表中「防災情報提供センター」から接続できる。	—	—

第2款 情報発信用の通信機器

本款に示す情報発信機器は、非常電源装置や衛星通信回線を有し、通常の情報発信機器の機能が失われた場合においても、一定時間は通信が可能である。ただし、操作が複雑なものもあることから、平常時から定期的に使用するよう努める必要がある。

通常の通信が失われた場合に使用する通信機器

名称等	機能等
【行政専用】 フェニックス防災システム	前1款に 示す 情報収集機能のほか、県内の行政機関に被害情報の発信や救助要請を行うことができる。 市役所本庁舎 の端末には、県内の行政機関を結ぶテレビ電話機能も付随する。
【行政専用】 兵庫衛星通信ネットワーク ※LASCOM テレビレシーバ ー	有線回線が断絶する被害が発生した場合は、 全国 の行政機関を衛星で結ぶ兵庫衛星通信ネットワークを活用する。市はこのシステムを市役所本庁舎と3市民局の 4 箇所に備える。なお、このシステムは一般加入電話と通信が行えない。専用となる電話番号は、電話機本体に番号簿を備えるほか、重要な連絡先は第3編から第5編の応急対策計画に示す。 ※市役所庁議室のテレビ(アナログ3CH)では、このネットワークを通じて(財)自治体衛生通信機構(LASCOM)が放映する災害対策情報などを視聴できる。
NTT衛星電話(Ku 帯超小型衛星通信システム Ku-1ch)	NTTが設置する災害対策用衛星電話で、市内には三方町出張所と道谷小学校、生涯学習センター学遊館の3箇所に備える。なお、各電話番号は第3編から第5編の応急対策計画に示す。

名称等	機能等
衛星携帯電話とNコード端末 宍粟市の位置 ・ブロック(6A) ・ユニット(4087、4187)	災害時に機動力を発揮する衛星携帯電話を市役所本庁舎に1台、3市民局に各1台、三方町出張所に1台、 西はりま消防組合宍粟消防署 に1台、計6台を保有している。孤立集落や山間部で遭難事故が発生した場合には、位置を知らせるNコード端末とともに職員を現地に派遣し、通信を確保する。

第3款 機器によらない情報収集

通信機器によらない人と人を通じた情報収集手段について必要な事項を示す。

1 神戸**地方**気象台ホットライン

通信機器で取得した情報だけでは分析が十分でない場合、市は神戸**地方**気象台の気象予報士が相談に応じるホットラインを利用するものとする。平常時に利用する一般加入電話のほか、緊急時は兵庫衛星通信ネットワークを利用した衛星電話（7-982-33）が利用できる。

2 実況河川水位の目視等

水位計が整備されていない支流や避難勧告等の発令に目視確認が必要な場合は、河川監視職員のほか、地元消防団や自主防災組織の連絡員から情報を収集する。また、隣接する自治体と電話連絡を取るなどして、今後の雨量や河川水位の状況を予測するものとする。

第4款 その他の情報収集手段

平時から市内アマチュア無線の愛好家らと連携し、災害時の情報収集の補完的役割を要請できるよう連絡体制を整える。なお、山崎アマチュア無線クラブとは「災害時における情報の収集および伝達の応援に関する協定」を結んでいる。

第5款 住民への情報伝達手段

市は次の伝達手段により、迅速かつ正確に住民や職員、防災機関へ防災情報の伝達を行う。なお、しそう防災ネットは事前に登録が必要であることから、広報紙などを通じて定期的に同システムの周知を行うものとする。

- 1 しーたん通信
- 2 しそう防災ネット電子メール・エリアメール
- 3 F A X （自治会・**要配慮者施設**・**配信希望の要配慮者**・報道機関・警察署・県・姫路河川国道事務所・西日本高速道路・神姫バス・関西電力・NTT西日本）
- 4 しそうチャンネル
- 5 市ホームページ
- 6 公共情報コモンズ
- 7 広報車



第5節 防災拠点の整備

災害応急対策活動の拠点となる市役所などの防災機能を点検し、必要な整備を行う。

第1款 災害対策本部

どのような災害であっても災害対策本部と現地災害対策本部の機能が維持できるよう、平時から次の施設や機器の拡充に努める。

- 1 市役所本庁舎、市民局の耐震化と浸水防止対策
- 2 自家発電装置の設置と点検、燃料の更新
- 3 情報収集機器の整備点検
- 4 通信機器、伝達機器の整備点検

第2款 地域防災拠点

支援物資や他市町派遣要員、自衛隊員などの受け皿となる地域防災拠点は、市役所本庁舎と3

市民局、三方町出張所の5箇所とし、各施設にこれら業務に対応できる十分なスペースと配備職員数を確保する。なお、**市内の指定避難所を開設した時**は地域防災拠点に位置づけるため、備蓄物資や情報通信機能の整備拡充を図るものとする。

地域防災拠点に位置づける施設

施設名称	所在地	電話番号
市役所本庁舎	山崎町中広瀬 133-6	0790-63-3000
一宮市民局	一宮町安積 1347 番地 3	0790-72-1000
三方町出張所	一宮町三方町 633	0790-74-0001
波賀市民局	波賀町上野 257 番地	0790-75-2220
千種市民局	千種町千草 168 番地	0790-76-2210
指定避難所	市内各所 ※市が指定する避難所は第3編～第5編の応急対策計画に示す	—

公園や広場は地域住民の一時（いっとき）避難地の役割を担うとともに、他市町の支援隊や自衛隊などの駐屯地、復旧資材の集積場所、廃棄物の集積場所、仮設住宅の建築地など、数多くの役割を担う。市は都市公園のほか、地域に身近な公園や緑地の整備も推進するものとする。

第3款 広域防災拠点

県は、大規模災害時の救援・救護・復旧活動等の拠点や物資等の西播磨エリアの拠点として下記のとおり設定する。

所在地	広域防災拠点名	要員宿泊 出動機能	物資集積 配送機能	備蓄機能
上郡町光都	西播磨広域防災拠点 (播磨科学公園都市内)	○	○	○
赤穂市御崎	赤穂海浜公園	○	○	×

第4款 コミュニティ防災拠点

自治会を単位に組織された自主防災組織が運営する公民館等をコミュニティ防災拠点に位置づける。市は自主防災組織による公民館等の備蓄物資や情報通信機器の拡充を促し、必要な経費の一部を助成する。

1 コミュニティ防災拠点に必要な機能

- (1) 物資や防災資機材の保管庫
- (2) 情報通信設備（しーたん通信や**ラジオ**、トランシーバーなど）
- (3) 防災活動に必要な設備（小型発電機やポンプ、耐震性消防用貯水槽など）

2 施設の要件

コミュニティ防災拠点は日常的に住民が利用できる開放的な施設であることを前提とする。緊急時用の通信設備や備蓄物資、防災用資機材の収容スペースなどを備える施設が望ましい。

第5款 物資の一時集積場所

広い範囲で大規模な災害が発生した場合、調達した物資を一時的に次の施設に集積する。搬送には自衛隊や民間事業者、ボランティアなどの協力を要請し、トラックなどの車両で避難所を定期的に巡回、配付する。物資の一時集積場所は地理的に配送効率がよい場所であることや、広い屋内施設であること、トラックの駐車スペースがあることなどが望まれるため、避難所として使用していない学校体育館の活用も検討する。また、山崎スポーツセンターを物資集積センターに指定し、市内全域をトラックで巡回する手段もあるほか、小規模な災害で物資の必要量が少ない場合は、より効率的な代替施設の利用も検討する。

物資の一時集積場所（大規模災害の場合）

名称	所在地	電話番号
山崎スポーツセンター体育館	山崎町下町 1	0790-62-1880
スポニッパーク一宮体育館（指定避難所）	一宮町東市場 1090-3	0790-72-1331
波賀中学校体育館（指定避難所）	波賀町安賀 244	0790-75-2015
千種保健福祉センター屋内運動施設	千種町室 1060-1	0790-76-8600

物資の一時集積場所の代替場所（小規模災害の場合）

名称等
市役所北側公用車棟
一宮市民局北側 公用車棟
波賀市民局東側 公用車棟
センターちくさ 1 階 公用車駐車場

第 6 節 防災資機材の整備

本節では発災時に必要となる防災資機材の整備拡充策について定める。なお、各種資機材の保有状況は、備蓄物資とあわせ資料編に示す。

第 1 款 水防資機材

市は水防活動に必要な土のうや懐中電灯などの水防資機材の拡充に努める。なお、水防資機材の保管場所は、次表のとおり本庁と各市民局単位に設ける。また、保有する資機材では防ぎきれない事態に備える必要もあることから、民間事業者などとの協定についても進めるものとする。

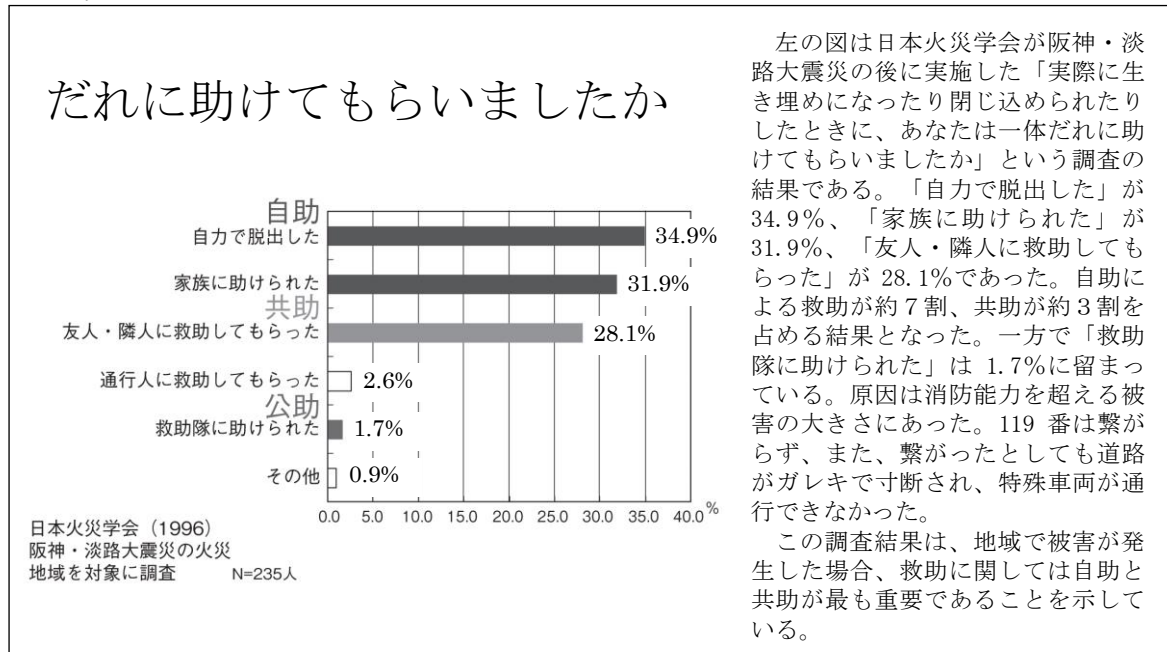
水防資機材の保管場所

保管場所	所在地	備考
市役所北庁舎 資材倉庫	山崎町今宿 5-15	
一宮市民局 東側倉庫	一宮町安積 1347-3	
波賀 B & G 海洋センター 西側倉庫	波賀町有賀 29-1	
防災倉庫	千種町千草 849-8	物資備蓄倉庫兼用

第2款 救助用資機材

市はチェーンソーや油圧ジャッキなど、救助に要する資機材を備え、住民が発災時に活用できるよう整理点検を行う。なお、発災時に市が実施できる救助は、わずかになることが想定されることから、地域が支えあう共助の力が発揮できるよう自主防災組織や消防団の資機材拡充の支援に重点を置くものとする。

※参考



第3款 被災者用資機材

市は毛布や仮設トイレなど、被災者の生活を支援する資機材の拡充に努める。また、保有する資機材では防ぎきれない事態に備える必要もあることから、他市町や民間事業者などと結ぶ物資の協定が機能するよう平常時から連携を深めるよう努める。

第7節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

災害時におけるボランティア活動は、被災した住民の生活の安定と再建に重要な役割を担う。発災時に広くボランティアの協力を得るためには、関係団体との連携による活動環境の構築やボランティアの受入れ体制の整備に努めることが重要である。以下にボランティア活動が円滑に行われるよう平常時に取り組むべき事項を示す。

第1款 災害ボランティアの定義等

1 災害ボランティアの定義

災害による被害の拡大を防止するため、その能力や時間などを自主的に無報酬で提供し、応急・復旧等の防災活動を行う個人または団体

2 災害ボランティアの区分

(1) 職能による区分

① 一般ボランティア

専門知識や技術、経験、年齢性別に関係なく、労力、物資、場所、情報などを提供するボランティア

② 専門ボランティア

医師や看護師、被災建築物の応急危険度判定士等専門的な知識や技能を活用するボランティア

(2) 所属による区分

① 団体ボランティア

何らかの組織や団体に属し、組織等の一員として活動するボランティア

- ② 個人ボランティア
組織や団体に属さず、個人として活動するボランティア

第2款 ボランティア団体等との連携強化

災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、連携体制の整備に努める。

1 災害発生時の連絡体制の整備

災害発生時に行政機関と市社会福祉協議会、ボランティア団体が速やかに連絡を取れる体制を整備する。

2 ボランティア団体とのネットワーク整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関と市社会福祉協議会、ボランティア関係団体とのネットワークを構築する。また、ボランティア団体相互のネットワーク化を支援する。

第3款 災害ボランティア受入れ体制の整備

災害発生時に被災地に駆けつける一般ボランティアの受入れ、被災者支援ニーズの総合的把握、ボランティア関連情報の受発信、行政との調整などのコーディネートなどを行う災害ボランティアセンターを設置する。災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会が運営し、市は同センターの設置場所の確保、運営に必要な資機材、情報等の提供を行う。

1 宍粟市災害ボランティアセンター

関係行政機関やボランティア団体相互の連絡調整、一般ボランティアの受入れ、派遣先調整、市全域のボランティアニーズの総合調整を行う。

2 地域災害ボランティアセンター

被災状況に合わせて設置し、被災者のボランティアニーズの受付、被災現場へ派遣されたボランティアの支援等を行う。

第4款 災害ボランティアコーディネーターの養成

災害時の不確実性が高い中でボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるためには、被災者・地域住民・行政機関とボランティア、ボランティア相互間を的確に結びつける調整役としての資質を持つ、コーディネーターが不可欠である。宍粟市社会福祉協議会やボランティア関係団体との協働により災害ボランティアコーディネーターの養成を進める。

第5款 災害ボランティアに関する啓発

災害時にボランティアによる活動が有効に行われるように、災害ボランティア活動についての理解を深める啓発活動を推進する。

第6款 ボランティア団体の支援体制等

1 宍粟市社会福祉協議会

社会福祉協議会は発災時に「宍粟市災害ボランティアセンター」を中心的に運営する。平常時は災害発生時のボランティア活動が円滑に行われるように災害ボランティアコーディネーターとの連絡調整や近隣市町村の社会福祉協議会との連携を図る。

2 日本赤十字社兵庫県支部

日本赤十字社兵庫県支部は、日頃から赤十字奉仕団員や赤十字個人ボランティア等の研修を通じ、災害ボランティア活動への組織的な活動を促し、災害ボランティア活動の中心的な役割を担える体制を整える。

第7款 専門ボランティアの活用

県は大規模な災害が発生した際に、特殊な技術や技能をもった専門ボランティアが円滑に救助

に向かえるように、災害救援専門ボランティア制度を創設し、登録会員を募集している。会員は「ひょうご・フェニックス救援隊 HEART-PHOENIX」として、さまざまな被災地へ向かう。本市が被災した場合は、被災者ニーズの確認を行い、できるだけ早期に同救援隊の派遣を要請するものとする。なお、現時点で登録されている専門分野は次のとおりである。

ひょうご・フェニックス救援隊の専門分野等

分野	活動内容	資格要件
救助救急	救助救急、避難誘導など	消防、警察業務経験者
医療	医療活動支援	医師、看護師、歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、薬剤師、理学療法士、作業療法士
介護	要介護者への対応、介護指導	介護福祉士等
建物判定	建物の危険度を判定する調査を実施し、使用の可否を判定する。	応急危険度判定士
手話通訳	聴覚障がいのある人の通訳にあたる	手話上級コース修了者等
情報通信	避難所間の調整や避難所の要請を行政機関へ伝達する	アマチュア無線技士 普通自動二輪車免許取得者
ボランティアコーディネーター	ボランティアの指導	ボランティア団体等でリーダーとして一定の活動歴がある人
輸送	バス、トラック、船舶による資機材等の輸送	車両、船舶を有する団体等

第8節 備蓄、調達体制の整備

被災者の生活を支援するためには、迅速な救援を実施する必要がある、特に食料や飲料水、生活必需品の提供が重要となる。以下に災害時に必要な物資を確保できるよう平常時に取り組むべき事項を示す。

第1款 家庭内備蓄の推進

各家庭内においては、**平時から最低でも3日分、できれば1週間程度**の食料や飲料水、最低限の生活物資、医薬品のほか、血液型、病歴、通院先、保険証の写しなどの個人情報を書き記したものを事前に準備しておくことが望まれる。市は家庭内の備蓄について、あらゆる機会をとらえてPRに努め、家庭内備蓄の促進を図る。

第2款 公的備蓄の推進

発災直後から必要となり、住民の生活に欠くことができない物資については、中播磨・西播磨地域防災対策推進協議会が平成13年4月に策定した「中播磨・西播磨広域防災対応計画」に基づき計画的に備蓄する。

1 中播磨・西播磨広域防災対応計画に基づく備蓄基準

山崎断層帯地震を想定し、中播磨、西播磨地域で必要とされる備蓄量を推定、各市町が備蓄すべき物資の種類と量が定められている。その詳細は次のとおりである。

(1) 備蓄基準

部局	主食(食)	かゆ(食)	粉ミルク(缶)	毛布(枚)	タオル(枚)	哺乳瓶(本)	トイレ紙(セット)
本庁	2,670	180	30	1,160	840	30	30
一宮市民局	1,160	80	20	500	370	20	20
波賀市民局	510	40	10	220	160	10	10
千種市民局	440	30	10	190	140	10	10
市全体(合計)	4,780	330	70	2,070	1,510	70	70

部局	ポリ袋・パケツ (枚・個)	生理用品 (個)	紙おむつ (セット)	大人おむつ (セット)	懐中電灯・乾電池 (組)	仮設トイレ(基)	
本庁	840	4,550	20	10	130	15	(3)
一宮市民局	370	1,970	10	10	60	10	(3)
波賀市民局	160	860	10	10	30	5	(3)
千種市民局	140	750	10	10	20	5	(3)
市全体(合計)	1,510	8,130	50	40	240	35	(12)

※仮設トイレの()数は、左列の内数で要配慮者の仮設トイレ数を示す

※避難者数の想定は山崎地域が 15,689 人、一宮地域が 1,734 人、波賀地域が 718 人、千種地域が 1,174 人

(2) 備蓄物資の保管場所

部局	保管場所	所在地	備考
本庁	宍粟防災センター	山崎町鹿沢 65-3	
一宮市民局	センターいちのみや	一宮町東市場 387-9	
波賀市民局	波賀市民局	波賀町上野 257	
千種市民局	防災倉庫	千種町千草 849-8	水防資機材倉庫兼用

2 備蓄の考え方

備蓄物資の保管場所は前 1 で示したが、物資がより迅速に避難者の元へ届くように、次の考え方で拠点備蓄と分散備蓄を推進するものとする。

(1) 拠点備蓄・・・前 1 の備蓄で、市役所や市民局などの地域防災拠点に備えるもの

(2) 分散備蓄・・・指定避難所や地域の避難所に備えるもの

※市立小中学校等の備蓄スペースは、余裕教室等の活用を原則とするが、確保できない場合は備蓄倉庫を整備する。

※コミュニティ防災拠点となる地域の避難所の備蓄は「自主防災組織育成支援事業」を活用し、自主防災組織が主体的に整備を進めるものとする。

第 3 款 物資等の給与対象者

災害時に食糧や物資を提供する対象は、次の 1 から 4 のいずれかに該当する人とする。

- 1 避難所等に避難する被災者
- 2 住家が被害を受け炊事ができない人（在宅被災者）
- 3 病院やホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- 4 災害応急対策に従事する人

第 4 款 食糧や生活必需品の確保

食糧や生活必需品は、前 1 款と 2 款に定める備蓄のほか、本章第 3 節に示す協定を活用する。なお、必要とされる物資や食糧は時間の経過とともに移り変わるものであるため、支援物資を募集する場合は、その担当部局と避難所を運営する部局において十分調整を行うこととする。必要とされる物資は、おおむね次のとおりである。

必要とされる食料や生活必需品

被災状況	発災直後 ライフライン断絶	発災～3日目 ライフライン断絶	3～4日目 電気、水道一部復旧	5日目以降 電気、水道復旧
食料品の条件	調理不要の食品		主食＋副食品	自炊食材
食料品	アルファ米 乾パン 水 粉ミルク	おにぎり 弁当 パン 缶詰 飲料	カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 果実	米穀 野菜 食肉 魚類 漬物 味噌・醤油・塩

医薬品	医薬品、医療器具、医療用品
燃料等	ＬＰガス、ＬＰガス器具（卓上ガスコンロ）
生活必需品	毛布、哺乳ビン、タオル、トイレットペーパー、生理用品、ちり紙、カイロ、軍手、ロープ、バケツ、ポリタンク、マッチ、ライター、紙おむつ、ローソク、懐中電灯、乾電池、運動靴、ガムテープ、ポリ袋、雨具、シャツ、下着類、作業衣、なべ、やかん、ラップ、洗剤、石けん、洗面セット、紙皿、茶碗、紙コップ、箸、スプーン、文房具など

第５款 応急給水

食糧や生活必需品のほか、迅速に被災者へ届けなければならないのが「水」である。本款では応急給水の基準等について定める。

１ 目標給水量

目標とする被災者１人当たりの給水量は、３日目までが３リットル、１０日目までが３～２０リットル、２０日目までが２０～１００リットル、以降は速やかに施設を復旧させ、被災前の水準をめざすものとする。

１人１日当たりの目標給水量

期間	水量（１人１日当たり）	水の用途	給水方法
３日目まで	３リットル	飲み水	ペットボトル
４～１０日	３～２０リットル	調理、洗面	給水車
１１～２０日	２０～１００リットル	浴用、洗濯	仮設配管給水
２１日目以降	１００～被災前の水準	通常生活	各戸給水

２ 給水体制

市は飲料水兼耐震性貯水槽（６０トン）を災害防災センターに備えるほか、運搬給水に必要な給水タンクやポリ容器、給水袋などを備蓄するとともに、管路の復旧や仮設配管、臨時給水栓に要する資機材の確保体制を整える。また、「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づく市町間の訓練に参加し、相互応援活動が円滑に実施できるよう努める。

応急給水用資機材の保有状況

種類	数量
車載給水タンク付きトラック（２㎡以上３㎡未満）	１台
ポリ容器（３００Ｌ以上）	５個
ポリ容器（５０Ｌ以上３００Ｌ未満）	２個
ポリ容器（１８Ｌ以上５０Ｌ未満）	１４９個
ポリ袋（５Ｌ以上２０Ｌ未満）	４００袋

第９節 緊急輸送体制の整備

災害時には、さまざまな道路交通の混乱が予想されるが、救命救急活動や消火活動、物資の輸送などを円滑に進めるには、道路の通行を確保することが極めて重要となる。以下に道路交通を確保するために、平常時に行うべき取り組みを示す。

第１款 緊急輸送道路の指定

緊急輸送道路とは、被災者の救助に必要な物資や資機材、要員を輸送する車両が通行する道路であり、高速道路や幹線道路を対象に指定する。地域防災拠点（市役所や市民局、出張所）や消防署、警察署、公立災害総合病院などを結ぶ路線と、市外と結ばれる路線を指定するものとする。災害時にはこの指定路線を主体に緊急措置や啓開を実施するものとする。

１ 緊急輸送道路の種類

緊急輸送道路は幹線緊急輸送道路と一般緊急輸送道路に区分する。主に前者は市外から物資等を受け入れるための路線、後者は市内の地域防災拠点を結ぶ路線をいう。

2 緊急輸送道路の指定状況

県と市が指定する緊急輸送道路は次表のとおりである。なお、位置図は次項に示す。

種別	指定者	路線名	指定区間 / 区間延長	市内区 間延長	管理者
幹線	兵庫県	中国自動車道	兵庫県内 / 117.9km	15.0km	西日本高速道路(株)
	兵庫県	一般国道 29 号	姫路市青山～鳥取県境 / 71.9km	49.6km	国土交通省
	兵庫県	主要地方道 宍粟新宮線	山崎町船元～新宮町元町 / 10.0km	3.4km	兵庫県
	兵庫県	主要地方道 宍粟下徳久線	山崎町山田～佐用町下徳久 / 22.9km	11.7km	兵庫県
一般	兵庫県	一般国道 429 号	波賀町上野～千種町室橋 / 11.1km	11.1km	兵庫県
	兵庫県	主要地方道 若桜下三河線	千種町室橋～佐用町下三河 / 14.6km	5.0km	兵庫県
	宍粟市	主要地方道 養父宍粟線	一宮町安積橋～一宮町新三方橋 / 9.6km	9.6km	兵庫県
	宍粟市	一般国道 429 号	一宮町新三方橋～一宮町井ノ田橋 / 0.4km	0.4km	兵庫県

第2款 緊急交通路の指定

前1款に定める緊急輸送道路のうち、特に重要な路線は「緊急交通路指定想定路」に位置づけられている。大規模な災害が発生した際には、被災地へ向かう消防や警察、自衛隊などの緊急車両の通行を円滑にするため、一般車両の通行が規制される。災害対策基本法に基づいて、都道府県公安委員会が指定するもので、県内の指定想定路は次々頁に示す 18 ルート、市内では中国自動車道が対象となる。なお、緊急交通路の通行には、県公安委員会が発行する「緊急」の標章が必要となる。標章は宍粟警察署へ届出を行えば交付されるが、他市町の応援などで中国自動車道を利用することもあることから、即時に対応できるよう通行する可能性の高い車両（防災指揮車、給水車）については事前届出を行い、事前届出済証の交付を受けておくものとする。

これにより即時に確認標章及び緊急通行車両確認証明書が交付される。

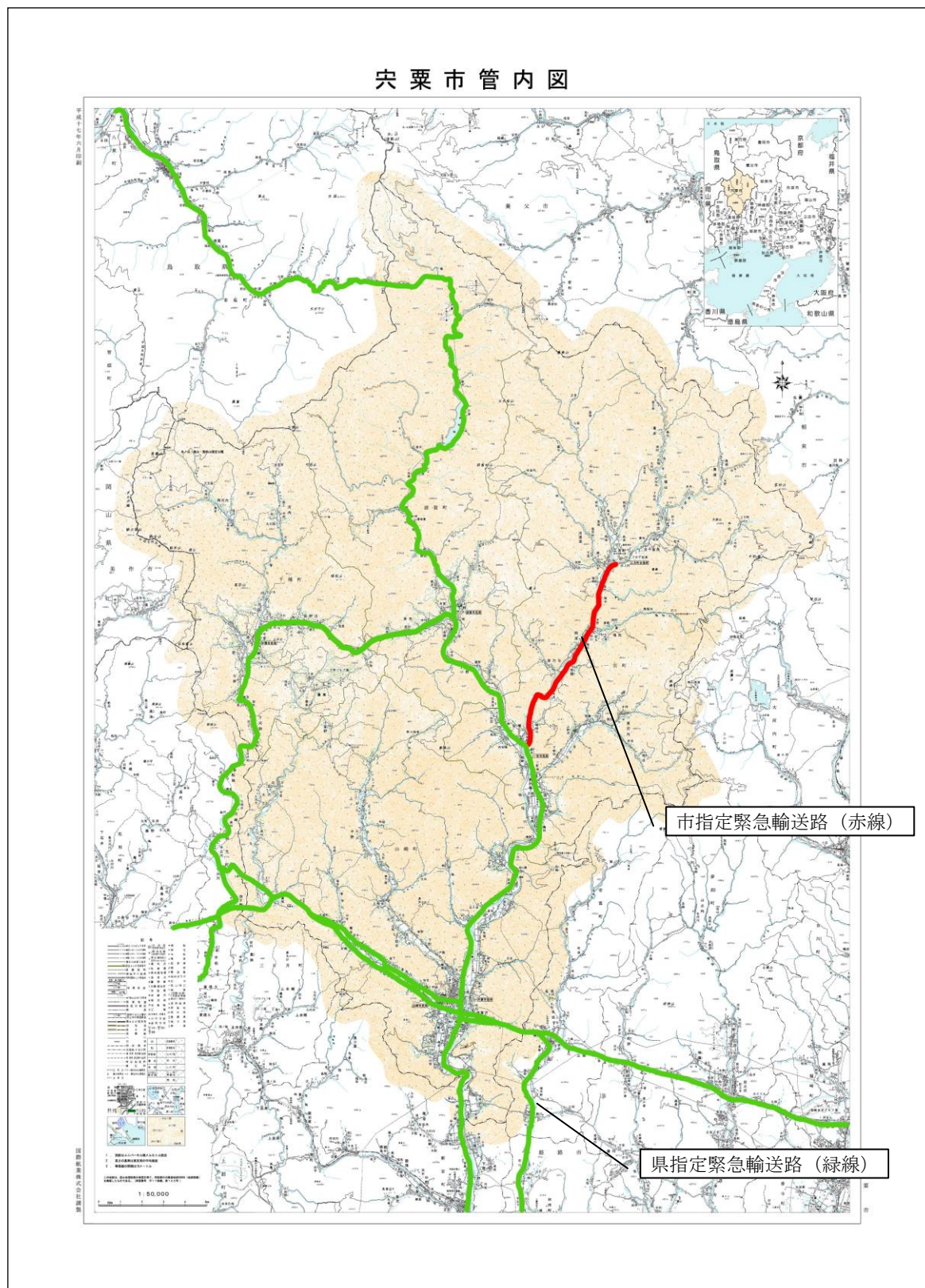
宍粟市役所所有車両の事前届出済車両

目的	車名	車番	所属
人員輸送用	トヨタ エスティマ	姫路 300 つ 6104	契約管理課
人員輸送用	トヨタ エスティマ	姫路 300 み 269	契約管理課
給 水 車	三菱 ミニキャンター	姫路 45 と 6299	上下水道課
ごみ収集車	いすゞ エルフ	姫路 101 は 1	環境課

第3款 ヘリコプターの臨時離着陸場適地の活用（再掲）

緊急輸送には、前章第5節に定めたヘリコプター臨時離着陸場適地も活用するものとする。

県、市が指定する緊急輸送道路（第1款）



兵庫県公安委員会が事前に示す緊急交通路指定想定路（第2款）



緊急交通路の通行に必要となる「緊急」の標章（他府県の緊急交通路でも有効）



標章の諸元

- 1 A5サイズ
- 2 背景はシルバー色、記号は黄色、「緊急」と枠線は赤色、その他の文字は黒色
- 3 記号にフォログラムあり

第 10 節 災害医療システムの整備

災害時の医療需要に対応するため、公立宍粟総合病院の機能充実を図るとともに、**宍粟市医師会との協力体制を充実させ**、多数の負傷者等に対する救急医療や避難所における医療対策を想定した災害医療システムの整備に努めるものとする。

なお、災害救急医療には、助かる可能性のある人から優先して助けるという「トリアージ」の考え方が必要であるため、応急対策時に速やかに対処できるよう平常時から関係者の意識の醸成を図るものとする。

第 1 款 家庭内備蓄の推進（再掲）

各家庭内においては、**平時から最低でも 3 日分、できれば 1 週間程度**の食料や飲料水、最低限の生活物資、医薬品のほか、血液型、病歴、通院先、保険証の写しなどの個人情報を書き記したものを事前に準備しておくことが望まれる。市は家庭内の備蓄について、あらゆる機会をとらえて PR に努め、家庭内備蓄の促進を図る。

第 2 款 災害対応病院の指定

市は災害時に医療活動を行う災害対応病院に、公立宍粟総合病院を指定する。発災時は災害拠点病院や兵庫県災害医療センターと連携し、傷病者の治療にあたるものとする。

第 3 款 公立宍粟総合病院の運営

大規模災害時にも診療機能が維持できるように、耐震構造を有するとともに、大容量自家発電装置や貯水槽を備える中核医療施設とする。平常時は人工透析患者など、継続的な医療を必要とする人の把握に努めるとともに、医薬品の備蓄や災害時の医療体制の整備に努める。

1 医薬品等の備蓄

宍粟総合病院は、発災後 3 日間程度の診療に必要な医薬品（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に努めるとともに、各医療機関に対しても医薬品の備蓄を奨励する。

2 災害時を想定した医療体制の検討

宍粟総合病院は、宍粟市医師会や**西はりま消防組合宍粟消防署**と調整し、災害時に必要となる次の**事項**の整備を図る。

- (1) 救護班の編成
- (2) 救護所の設置
- (3) 医薬品の備蓄（調達）
- (4) トリアージの実施（トリアージタグの備蓄）
- (5) 重症患者の搬送体制
- (6) 水等の供給体制
- (7) その他必要な事項

第 4 款 広域医療体制の確立

災害時はライフラインの途絶などにより医療機関の能力が低下することが想定されるとともに、同時多発する傷病者への対応を余儀なくされるため、重病患者や人工透析患者などの定期的な治療を要する人への対応が困難になることも想定される。災害時に適切な医療を供給するためには、広域連携が不可欠となる。

兵庫県では、平成 8 年に兵庫県広域災害・救急医療情報システム(Hyogo wide area disaster,medical care information system)を導入し、平成 25 年 7 月現在、県内の医療機関 353、行政 28、消防 49、医師会 36、健康福祉事務所 31 などを含め計 500 以上の機関／組織が利用している。

このシステムは、消防本部(健康福祉事務所や医師会も要請可能)がモードを切り替えて、同時に複数の医療機関に受入れ要請ができることで、一度に多数(5~10 名以上)の傷病者を複数の医療機関に搬送しなければならないと考えられる事案で活用している。

このシステムは、災害時にモードを切り替えることにより、厚生労働省が整備している広域災害救急医療情報システム「Emergency Medical Information System(EMIS)」に連動し、情報が登

録されることにより、参加医療機関の支援依頼情報(被災状況や DMAT の派遣の必要性など)と支援可能な情報(災害派遣の可能な人員や患者の受入可能な数等など)が、全国のどこからでも、インターネットに接続した PC やスマートホンで確認することができる。

被災した医療機関や救護所へ DMAT の派遣が必要となった場合は、このシステムを活用し、地域医療情報センター(龍野健康福祉事務所)、医務課、災害医療センター(災害救急医療情報指令センター)に派遣要請を行う。

災害拠点病院等

二次医療圏	医療機関名	救急医療体制				
		災害拠点病院	救急救命センター	DMAT 指定病院	ドクターヘリ拠点病院	ドクターカー配備病院
神戸	兵庫県災害医療センター	○	○	○	防災ヘリ対応	○
	神戸大学医学部付属病院	○		○	防災ヘリ対応	
東播磨	県立加古川医療センター	○	○	○	○	○
中播磨	県立姫路循環器病センター	○	○	○		
	製鉄記念広畑病院 (姫路救急救命センター)		○	○	火曜日・水曜日	○
	姫路医療センター	○		○		○
	姫路赤十字病院	○		○		
西播磨	赤穂市民病院	○		○		

- ①災害拠点病院・・・建物が耐震耐火構造で、資器材等の備蓄があり自己完結できること。近接地にヘリポートの確保ができる医療機関
- ②救急救命センター・・・重篤救急患者の対応として高度の診察機能を備え、専用病床を確保し 24 時間受入れ可能な医療機関
- ③DMAT 指定病院・・・(Disaster Medical Assistance Team) 災害急性期に活動できる機能性を持った専門的な訓練を受けた災害派遣医療チームを持つ医療機関
- ④ドクターヘリ拠点病院・・・播磨地域を中心に救命医療を行うことのできる救急医療専用のヘリコプターを駐機し、重篤患者等に対応する基地病院
- ⑤ドクターカー配備・・・ドクターヘリと同様に医療機器等を搭載し、医師及び看護師が同乗し重篤患者に対応するドクターカーを配備している医療機関

第5款 災害救急医療体制の整備

市は、ドクターヘリコプター等の臨時離着陸場の整備や宍粟市医師会をはじめとする各医療機関と兵庫県消防防災航空隊や西はりま消防組合宍粟消防署等と連携し、救急医療体制の協力に努める。

ドクターヘリ臨時離着陸場 全 44 箇所(平成 27 年 3 月 31 日)については下表 1、2 のとおり。

1 消防防災ヘリコプター離発着場を兼ねる(12 箇所)

番号	町名	県指定場所
1	山崎町	山崎スポーツセンター
2	山崎町	本多公園グラウンド
3	山崎町	かみかわ緑地公園
4	一宮町	スポニックパーカー宮
5	一宮町	伊和高等学校グラウンド
6	一宮町	家原遺跡公園「三方の里」
7	波賀町	谷 山村広場

番号	町名	県指定場所
8	波賀町	波賀総合スポーツ公園
9	波賀町	波賀市民グラウンド
10	波賀町	鹿伏くるみの里グラウンド
11	千種町	千種中学校グラウンド
12	千種町	ちくさ高原ネイチャーランド

2 ドクターヘリコプター離発着場（32箇所）

番号	町名	場所	番号	町名	場所
1	山崎町	山崎西中学校	17	一宮町	伊和神社駐車場
2	山崎町	山崎南中学校	18	一宮町	神戸小学校
3	山崎町	城下小学校	19	一宮町	一宮南中学校
4	山崎町	城の子公園	20	一宮町	上野田公民館グラウンド
5	山崎町	中国道山崎インター	21	一宮町	染河内小学校
6	山崎町	かわおと公園	22	一宮町	下三方小学校
7	山崎町	河東小学校	23	一宮町	御形神社駐車場
8	山崎町	山崎東中学校	24	一宮町	三方小学校
9	山崎町	神野小学校	25	一宮町	一宮北中学校
10	山崎町	神野運動公園	26	一宮町	百千家満グラウンド
11	山崎町	伊水小学校	27	一宮町	繁盛小学校
12	山崎町	学遊館	28	波賀町	波賀小学校
13	山崎町	中野ふれあい広場	29	波賀町	波賀中学校
14	山崎町	都多小学校	30	波賀町	フォレストステーション波賀
15	山崎町	山崎西小学校	31	千種町	旧千種東小学校
16	山崎町	土万グラウンド	32	千種町	旧千種北小学校

第6款 医療救護所の設置

医療救護所は、DMA Tや県救護班を受け入れる拠点となるため、大規模災害時の傷病者の救助に欠かせない。できるだけ早い段階で開設する必要があることから、あらかじめ設置する場所を次のとおり想定する。

医療救護所の設置想定場所

- （１）保健福祉センター
- （２）指定避難所
- （３）救助が必要な地点の公共施設（山崎文化会館など）、または公共的施設

第11節 要配慮者対策への備え【中央市避難支援プラン】

本節では、介護を要する高齢者や障がいのある人、難病を患う人など、避難行動にハンデキャップのある要配慮者対策への平常時の備えを定める。

第1款 要配慮者対策の方針

要配慮者に関する支援は、家族などによる自助と地域の共助が中心的な役割を果たすものとする。市は避難準備情報を発表するとともに、要配慮者と避難支援者までの伝達体制の整備を図る。また、同居する家族や施設職員の支援が受けられない要配慮者を「避難行動要支援者」と位置づけ、重点的に避難支援対策を進めるものとする。なお、平常時は避難行動要支援者に関する情報を電子データと紙媒体で管理し、自主防災組織や民生委員・児童委員などとの共有化に努める。

1 避難行動要支援者の定義

生活の基盤が自宅にある次の（１）～（５）の人のみの世帯の構成員及び（６）の人を避難

行動要支援者に位置づける。

- (1) 要介護認定 3～5
- (2) 身体障害者手帳 1、2 級の第 1 種（心臓、腎臓機能障害は除く）
- (3) 療育手帳 A
- (4) 精神障害者保健福祉手帳 1、2 級
- (5) 難病認定者
- (6) 市または自主防災組織などが支援の必要性を認める人

2 市が担う支援対策

市は次の対策を通常の業務に位置づけ、各部局において対策の実施に備える。

対策順	市の対策部	支援内容
1	まちづくり推進部	避難準備情報の発表
2	まちづくり推進部 健康福祉部 企画総務部	要配慮者や要配慮者施設等と避難支援者への避難情報伝達体制の整備
3	健康福祉部	避難行動要支援者の特定と情報提供を行うための本人同意の取得
4	健康福祉部	同意を得た個人情報（個別計画）の事前提供
5	健康福祉部	発災時における同意を得られない個人情報（個別計画）の提供
6	健康福祉部	避難行動要支援者の安否確認
7	健康福祉部	共助による支援が届かない要配慮者に対する緊急措置
8	教育委員会事務局	要配慮者の避難生活支援
9	健康福祉部	要配慮者の避難生活支援（保健師などからなる支援班を編成し要配慮者のニーズに対応する）

3 自主防災組織や消防団などの共助が担う支援対策

- (1) 市が提供する避難行動要支援者の避難行動支援と生活支援
- (2) 自主防災組織が把握する要配慮者の避難行動支援と生活支援

4 個人情報（個別計画）の提供

本人の同意が得られた避難行動要支援者の個人情報は、新規登録者は随時、既登録者は毎年 5 月を基準に整理し提供するものとし、以降、更新の度に提供するものとする。個人情報の取得と提供の同意は、健康福祉部が中心となり該当者一人ひとりに働きかけ得ることを原則とする。新たに避難行動要支援者の定義に該当する人には、それぞれの申請手続き時などに説明のうえ、同意を得るものとする。個人情報を提供する組織等は次のとおりとする。

個人情報（個別計画）の提供先

- (1) 避難支援者
- (2) 自主防災組織
- (3) 民生委員・児童委員
- (4) 西はりま消防組合宍粟消防署
- (5) 宍粟警察署
- (6) 宍粟市社会福祉協議会
- (7) 介護支援専門員

なお、個人情報を扱うこの制度の信頼性を高めることが、情報の共有化を進めることに繋がることから、提供先には個人情報保護条例の周知のほか、誓約書(P43)の提出を求めるものとする。

5 共有すべき個人情報の種類

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所
- (5) 電話番号、FAX番号、電子メールアドレス
- (6) 心身の状況や必要な支援の内容
- (7) 住居の状況
- (8) 避難支援者の連絡先
- (9) 緊急時の家族・親族などの連絡先
- (10) 避難ルート
- (11) その他避難行動に必要な事項

6 避難行動完了までの目標時間

次の経過時間を基準に、避難行動の迅速化に努める。

- (1) 避難準備情報の発令から 20 分…避難行動要支援者と避難支援者が避難行動を開始
- (2) " 発令から 90 分…避難行動完了

第2款 情報伝達体制の整備

市は平常時から避難行動要支援者の安否確認や緊急措置などの対策を実施するため、連絡体制の確立に努める。

1 市と地域の連絡体制

市の連絡窓口は健康福祉部が担い、地域の連絡窓口は①避難支援者、②民生委員・児童委員、③自主防災組織の連絡員、④自主防災組織の会長が担うものとする。

不在者を想定し複数のルートを設定するが、状況に応じて一部の構成員に過度な負担をかけないよう配慮する必要がある。特に自主防災組織の会長は避難行動を総括する立場にあるため、できるだけ①避難支援者、もしくは②民生委員・児童委員を優先する。

2 市と福祉関係者との連携

平常時から要配慮者と接する社会福祉協議会や民生委員・児童委員、介護支援専門員、介護職員、障がい者団体等の福祉関係者と、健康福祉部担当課長、防災担当者が連携を深める。

市は、これらの関係者が集まる連携会議が必要と認める場合に開催するものとする。

3 避難情報の伝達

避難行動要支援者や要配慮者施設等に避難準備情報や避難勧告などの情報が確実に届くように、複数の媒体を活用し情報を発信する。また、これらの手段が避難行動要支援者に活用されるよう、その啓発に努める。

要配慮者施設等においては、毎年5月までに健康福祉部と施設名簿の更新作業を行い、避難準備情報等の一斉FAXの送信に備える。

しそう防災ネットのQRコード
(一般用)



(1) 聴覚に障がいのある人への伝達手段

- ①しそう防災ネット電子メール
- ②ホームページ
- ③テレビ放送
- ④FAX

(2) 視覚に障がいのある人への伝達手段

- ①しーたん通信
- ②しそう防災ネット電子メール（メール読み上げ機能のあるパソコンや、携帯電話などの端末）

ひょうごEネットのQRコード(ひょうご防災ネットトップページ)



- (3) 日本語が理解できない外国人への伝達手段
ひょうごEネット電子メール（英語・韓国語・ベトナム語・中国語・ポルトガル語）
- (4) **要配慮者**の安否確認に活用できる手段
 - ①災害用伝言ダイヤル「171」
 - ②災害用伝言板サービス（携帯電話を使用した安否確認サービス）

第3款 避難支援計画（個別計画）

市は避難行動要支援者一人ひとりに避難支援計画（以下「個別計画」という。）を作成するとともに、記載情報の共有化を図る。

1 個別計画の作成

個別計画は、避難行動要支援者本人の同意を得たものと得ていないものに区分し、それぞれ名簿と台帳で構成する。台帳を記入する際は、本人も参加し、避難支援者、避難所、避難方法などについて確認する。人工呼吸器や酸素供給装置などを利用する難病患者に対しては、**消防署**や病院など関係する機関と連携し、避難支援者とともに病院等への搬送方法などを具体化する。なお、個別計画は本人とともに、避難支援者と本人が同意した者（前1款の4）に配布する。

同意を得られていないものについても、災害時若しくは発生するおそれがある場合に要支援者の生命・身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは必要な限度で避難支援者等関係者に名簿情報を提供することが可能となる。（災害対策基本法第49条の11）

2 避難支援者の定め方

市は避難行動要支援者宅の近隣の人や親族などから避難支援者を選定する。また、自主防災組織や隣保、福祉サービス提供者、障がい者団体等の福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシーなど）、地元企業などさまざまな機関と連携を図り、避難支援者の特定を進める。なお、避難支援者は避難行動要支援者との信頼関係の醸成に努めるものとする。

3 個別計画の更新と管理

市は適宜、個別計画の確認作業を実施するとともに、登録情報の更新を行う。また、避難行動について、避難行動要支援者と避難支援者の理解を深める取り組みを進める。

なお、個別計画は避難行動要支援者が同意した者以外が閲覧することのないよう、電子データはパスワードで管理し、紙媒体は施錠付きの保管庫に保管するなど、情報管理を徹底する。

4 個別計画の活用

市は発災時、避難支援者や自主防災組織と連携し、避難行動要支援者の避難行動を確認する。また、避難所での安否確認や避難所生活の支援にも、個別計画を活用するものとする。

平常時は避難支援体制の整備に向けた取り組みに活用するとともに、ハザードマップや避難場所を地図情報（GISを含む）と組み合わせ、現状の課題を視覚的に把握するよう努める。災害時には限られた人員を効果的に投入し、戦略的な避難支援を実施できるように常に整理を行う。

第4款 避難所における支援

本款では、避難所を開設してから市が実施すべき**要配慮者**の対策を定める。

1 避難所における**要配慮者**支援の方針

避難所のスペースや支援物資が限られた状況においては、公平性だけを重視するのではなく、介助者の有無や障がいの種類、程度などに応じて優先順を決める。高齢者や障がい者などの枠組みにとらわれず、「一番困っている人」から柔軟に、機敏に、そして臨機応変に対応するものとする。

2 健康福祉部の避難所における支援

(1) 通常の避難所における支援

健康福祉部は指定避難所の避難者名簿などから安否確認を進め、確認できない避難行動要支援者を救助する手立てを講じる。また、避難所の運営にあたる教育委員会事務局と連携し、**要配慮者**に対する生活支援を行う。保健師や介護福祉士などからなる支援班を編成し、**要配慮者**のニーズに対応するものとする。

(2) 福祉避難所の開設支援

福祉避難所とは、**要配慮者**のために特別の配慮がなされた避難所のことである。災害救助法が適用された場合において、福祉避難所を設置した場合、おおむね**要配慮者** 10 人に 1 人の生活相談職員（生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する者）の配置、ポータブルトイレ、手すり、仮設スロープ、情報伝達機器などの器物、紙おむつ、ストーマ用装具などに要する費用の国庫負担を受けることができる。

福祉避難所は、施設がバリアフリーで生活相談職員の確保が比較的容易である「市保健福祉センター」を活用する。また、適切な場所に施設がない場合は、民間の旅館、ホテルなどの借り上げや、応急的措置として特別教室や保健室など、一般の居住区画とは別の部屋を「福祉避難室」として対応するよう教育委員会事務局に要請する。

なお、介護保険関係施設の**要配慮者**の受入には限界があるが、事業者と協定を結ぶなど、災害時に**要配慮者**の緊急入所ができるよう平常時の連携に努める。

(3) 広域応援（派遣）職員の効果的な活用

避難所での**要配慮者**に対する医師や保健師、福祉関係者などの果たす役割は大きい。広域的な応援が必要と判断される場合は、直ちに災害対策本部を通じて県や協定締結市町に応援を要請する。避難所では派遣された保健師などを積極的に活用するとともに、効率的かつ効果的な活動が実施できるように、派遣された職員と十分な調整を行う。また、応援する側の市町へは、次の体制をとるよう要請する。なお、本市が応援する側である場合もまた同様の体制をとるものとする。

- ① 関係者の情報共有や支援活動の調整を担当する職員を確保すること
- ② 直接的な支援活動をする職員の後方支援（自らの衣食住、支援活動に必要な資機材の確保など）を担当する職員を確保すること
- ③ 基本的に 1 週間以上の活動期間とすること
- ④ 派遣された職員に過度の負担がかからないようローテーション勤務を実施すること
- ⑤ 派遣された職員は活動記録などによりスムーズな交替が実施できるよう努めること

(4) 連携の構築

被災地には広域的な行政の応援やボランティアなど、さまざまな人的物的資源が集結する。これら関係者と積極的に情報を共有し、効率的かつ効果的な支援活動を実施することが重要となる。このため、「**要配慮者**避難支援連絡会議」を適宜開催し、各支援活動の実施状況や人的物的資源の状況、**要配慮者**ニーズの共有化を図る。関係機関などは、支援活動の状況把握や調整を担当できる職員を派遣する。なお、必要な場合は、**要配慮者**の支援に携わる派遣職員やボランティアからの相談に応じる「**要配慮者**支援センター」の設置を検討する。

3 教育委員会事務局の避難所における支援

教育委員会事務局は、**要配慮者**の避難所での生活を守るため、施設の段差の解消や手すりの設置、トイレの洋式化などを進めるものとする。そのほか、自主防災組織や福祉関係者、避難支援者の協力を得つつ、支援を要する高齢者や妊産婦、乳幼児などのニーズ（介護職員、手話通訳、マット、畳など）を把握し、必要な対策を災害対策本部へ要請するとともに、独自に対応できる対策を実施する。なお、**要配慮者**用の避難所として開設する福祉避難所（健康福祉部）が開設されない場合は、一般の居住区画とは別の和室などに「福祉避難室」を設け、**要配慮者**の生活の場を確保する。

(自治会)

(表)

宍粟市避難支援プランへの情報提供承諾書

平成 年 月 日

宍粟市長 様

(住所)

(氏名)

(印)

私は、宍粟市防災計画に基づく「避難行動要支援者登録制度」の趣旨に賛同し、下記の個人情報を同制度に登録することを希望します。また、私が届け出た下記の個人情報を宍粟市が避難支援者、自主防災組織、民生委員・児童委員、**西はりま消防組合宍粟消防署、宍粟警察署、宍粟市社会福祉協議会、介護支援専門員**に提供することを承諾します。

基本情報 (避難行動要支援者ご本人)

氏名・性別	(よみ：)	(男・女)
住 所	宍粟市	
生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	
電話番号	— —	
FAX番号	— —	
電子メール	@	

特記事項

肢体不自由の状況や認知症の有無、必要な支援などを記入してください。病名等は特段の必要がない限り記入する必要はありません。 ・ ・ ・ (緊急通報システムの有無 あり・なし)
--

住居の状況

建物の構造	木造・鉄骨・その他 ()、平屋 ・ 階建て
普段いる部屋	() 階の ()
寝室の位置	

避難支援者の連絡先

氏名	住所	続柄	電話番号
(印)			
(印)			
(印)			

(裏)

緊急時の家族・親族の連絡先

氏名	住所	続柄	電話番号

担当する民生委員・児童委員

氏 名	
電話番号	
FAX番号	

担当する介護保険事業者など

名 称	
電話番号	
F A X 番号	

避難ルートなど（図）



(別紙)

誓 約 書

私は、宍粟市地域防災計画に基づく避難支援プランにおける避難行動要支援者の情報提供に関し、宍粟市個人情報保護条例（平成 17 年条例第 18 号）を遵守するとともに、提供のあった情報については他への漏えい及び要支援者の支援に係る目的以外は使用しないことを誓います。

平成 年 月 日

住所、又は
団体の所在地

氏名、又は
団体名及び代表者名

印

第 12 節 避難行動のあり方と避難所の選定

避難とは安全な場所に退避し、難を逃れることである。避難路が安全かどうかを事前に確認せず避難所へ向かうのは、望ましい行動であるとは言えない。住民は自助の精神に基づき、「自らの命は自ら守る」を実践し、より安全な避難行動を選択することが大切である。平時から一時（いつとき）避難場所と指定避難所、避難経路を検討、把握しておく必要がある。市はできる限り正確で迅速な避難情報の伝達に努めるとともに、市が定義する避難行動要支援者の避難支援にあたる。本節では市が平常時に周知すべき避難行動のあり方と、指定避難所の設定方針などを定める。

第 1 款 避難行動のあり方

市は避難行動に必要な次の考え方を広報紙や、ふれあいミーティングなどの機会に周知し、自助を促すものとする。

- (1) あらかじめ自らの一時避難場所と指定避難所、避難経路を把握し、安全な避難行動を選択する。
- (2) 防災災害情報を幅広く収集する。
- (3) 家屋が流出したり、浸水したりするおそれがある地域の人は早めの避難を心がける。
- (4) 自助による避難が困難な人は、自主防災組織や隣保、消防団などに、あらかじめ支援を要請する。
- (5) 予定する避難場所へたどり着くことが困難な場合は、近くの安全な場所に一時的に避難し、安全を確認してから避難場所に向かう。
- (6) 浸水深が 50cm(膝上)を上回る場合の避難は大変危険である。流速が早い場合は浸水深が 20cm 程度であっても歩行が困難である。また、浸水深が 10cm 程度であってもマンホールや用水路の位置が分からず危険である。**逃げ遅れた**場合は、自宅が河川から離れており浸水想定深が 3m 未満であれば、洪水流を避け自宅の 2 階に垂直避難を行う。
- (7) 洪水や土砂災害の危険がある場合、避難所へ避難することが必ずしも適切な行動ではない。一時的に頑丈な建物の 2 階へ逃れ、安全を確認した後、避難場所へ向かう。
- (8) 自動車は浸水深が 20cm 程度でコンピュータが冠水し停止するおそれがある。また、ドアが水圧で開かず、脱出できないこともあることから、自動車での避難はできる限り避ける。
- (9) 避難行動の妨げにならないよう非常持出品（懐中電灯、貴重品、食糧、衣料、日用品など）はリュックサックなどで携行する。

第 2 款 避難所の選定

市は、学校や市管理施設等の公共的施設を対象に収容人員や災害に対する安全性等を考慮し、あらかじめ指定避難所を選定し、住民に対して周知を行う。ただし、被害程度や避難者の状況に応じて、コミュニティ防災拠点（自治会公民館など）や民間施設を指定避難所として新たに指定できるものとする。避難生活を余儀なくされる被災者の立場を考慮し、柔軟に避難所の事後指定を行うものとする。

1 指定緊急避難場所

災害対策基本法第 49 条の 4 に基づき指定する指定緊急避難場所は、災害からの危険を回避するために、災害の危険が及ばない場所又は施設を市が指定する。市は小中学校の校舎や運動場、市所有の公園、野球場を中心に指定緊急避難場所と位置づける。

ただし、住民は安全な避難行動を自ら事前に検討し、市が指定する避難所にこだわることなく発災時には一時的に避難できる場所（近隣の頑丈な住宅や鉄筋コンクリート造の施設など）を把握するよう努める。なお、指定緊急避難場所の具体は第 4 編から第 5 編の各応急対策計画に示す。

2 指定避難所

災害対策基本法第 49 条の 7 に基づき指定する指定避難所は、一時的に危険を回避するために、また避難生活が長期に渡る場合は生活の拠点になる場所となる。市は小中学校を中心に指定避難所と位置づけ、担当職員を配置し運営を行う。ただし、住民は安全な避難行動を自ら事

前に検討し、**市が指定する避難所にこだわることなく**発災時には一時的に避難できる場所（近隣の頑丈な住宅や鉄筋コンクリート造の施設など）を把握するよう努める。なお、指定避難所の具体は第3編から第5編の各応急対策計画に示す。

3 福祉避難所と福祉避難室

高齢者や障がい者などの**要配慮者**の避難生活が円滑に送られるよう市は、事前に市民局を単位に1箇所以上の福祉避難所を設定する。また、まさに災害が起ころうしている時点では、各指定避難所に福祉避難室を設け、**要配慮者**を支援する。なお、福祉避難所の具体は第3編から第5編の各応急対策計画に示す。

第4章 住民参加による防災力の向上

平成 21 年台風第 9 号による災害は、私たちに改めて自助と共助の必要性を認識させた。また、東日本大震災では、大堤防などの構造物に頼る防災にも限界があることが分かった。いま、私たちには、減災の考え方を主軸に災害から逃れ被害を軽減する工夫と行動が求められている。防災や減災の知識は、一部の専門家が知っていればよいものではなく、広く住民に根付くものでなければならない。

市は、平成 21 年に宍粟市が台風第 9 号で被災した 8 月 9 日と平成 7 年に阪神・淡路大震災が発生した 1 月 17 日を各家庭において防災や減災について話し合う機会として「家族防災会議の日」を制定した。

本章では、自助と共助がめざす「減災」について、取り組むべき活動を定める。

第1節 防災知識の普及

住民や職員が備えるべき防災に関する知識とその普及方法を以下に示す。

第1款 住民が備えるべき事項

住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」という自助の精神を基本に、家庭や地域、職場などで減災への取り組みを行うよう促し、自主防災思想の普及と徹底を図る。なお、市が周知すべき事項とその手段は次に示すとおりである。

1 周知が必要な事項

- (1) 本地域防災計画の概要
- (2) 地域防災の担い手となる「防災士」資格の取得と育成
- (3) 「自主防災マップ」と「わがまち防災ファイル」の作成
- (4) 自助と共助による減災力の向上と危機意識の醸成
- (5) 前章第 12 節に示す避難行動のあり方
- (6) 次表に掲げる住民が備えるべき心得

平常時の心得	災害発生時の心得
①地域の災害危険度の把握	①テレビやラジオなどによる情報の収集
②住宅の耐震性の確保と家具類の固定	②自らの命を守る行動
③家族の連絡体制の確保（災害用伝言ダイヤルや伝言板の活用）	③出火防止と初期消火
④火災の予防	④要配慮者の避難支援
⑤救急救命措置の習得（救急救命講習）	⑤避難誘導
⑥避難路と避難場所の把握	⑥安否確認
⑦食料や飲料水、物資の備蓄（最低 3 日分）	⑦救助活動
⑧非常持ち出し品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食など）	⑧自宅と周辺地域の被災状況の把握
⑨自主防災組織の拡充	⑨避難所での活動
⑩要配慮者への避難支援対策	⑩自主防災組織での活動
⑪ボランティア活動への参加 など	⑪自動車運転中や旅行中の対応 など

2 周知の方法

- (1) ふれあいミーティングの活用
- (2) 宍粟防災センターの活用
- (3) 広報紙や印刷物による普及
- (4) 広報車の巡回による普及
- (5) しそうチャンネルによる普及
- (6) 映画やビデオによる普及

(7) 標語、図面、作文等の募集による普及

第2款 職員が習熟すべき事項

職員は防災担当者であるなしにかかわらず、次の防災知識の習得に努めるものとする。また、それぞれの業務を通じてかかわる応急対策の対応能力を磨くとともに、対策部ごとに必要な業務を整理した職員初動マニュアルの充実化に取り組むものとする。

- 1 市の防災体制と防災上処理すべき業務
- 2 災害発生時の配備計画とそれぞれが分担する任務
- 3 各関係機関等との連絡体制と情報収集伝達活動
- 4 関係法令の運用
- 5 災害発生原因についての知識
- 6 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点等
- 7 その他

第3款 児童生徒に対する防災教育

学校の教育活動を通じて過去の災害での教訓を伝えとともに、次の知識を身につけさせるために地域の実情に即した防災教育を行う。

- 1 災害の種類や原因、必要な対策をとりあげ、防災知識の向上を図る。
- 2 防災訓練を実施し、初期消火や避難行動を習得させる。
- 3 防災施設や防災関係の催しなどでの体験学習を通じて、災害の脅威と減災の必要性などを学習するとともに、災害に対する平常時の心得や災害時に必要な行動などについて指導する。
- 4 パンフレットの配布やポスターの掲示、啓発ビデオの上映などにより意識の啓発を行うとともに、防災に関する図画、作文などにも取り組み、防災意識の向上に努める。
- 5 ボランティアの理念について習得を図るとともに、実践活動に取り組む。
- 6 防災教育実施ボランティア団体の活動を推進するために関係機関との調整を行う。

第2節 自主防災組織の育成

消防団とともに共助の中核的役割を担うのが自主防災組織である。前章第6節にも示したが、行政が担う公助の力は、まさに災害が起ころうとしている時点では有効な救助手段とはならない。災害時にもっとも身近にある地域での助け合いが、減災には不可欠である。本節では、地域を単位とする自主防災組織の活動内容について定める。

第1款 実施機関

市は災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実化を図る。共助の中核を担う自主防災組織の育成は、市の最重要防災対策の一つであり、その育成の度合いが減災力そのものであると認識する。なお、平成22年度から24年度までを「自主防災組織緊急育成期間」と位置づけ、自主防災組織が自ら行う救助資機材や情報関連機器の整備事業に対して、特別支援を実施した。住民は災害対策基本法第7条第3項の規定に基づき、自主防災組織の活動に積極的に参加し、自らの地域の減災に寄与するよう努めるものとする。

第2款 自主防災組織の取り組み

自主防災組織が取り組むべき活動内容は、次に示すとおりである。

1 組織の結成

自主的な防災活動を行うには、住民同士が連帯感に基づいて活動することが必要なことから、自主防災組織は自治会を1つの単位として組織するものとする。ただし、過疎化の著しい地域については、この限りではない。

2 活動計画の作成

自主防災組織は、それぞれの規模や態様に応じて規約と活動計画を定め活動するものとする。
なお、計画に盛り込むべき事項は次のとおりである。

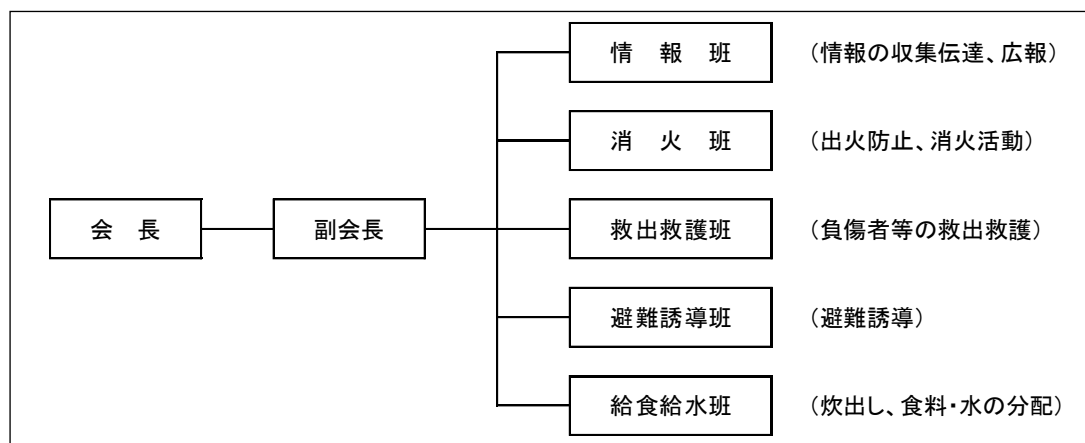
- (1) 自主防災組織の編成と任務分担に関すること（役割の明確化）
- (2) 防災知識の普及に関すること（普及事項、方法等）
- (3) 防災訓練に関すること（訓練の種別、実施計画等）
- (4) 情報の収集伝達に関すること（収集伝達方法等）
- (5) 出火防止・初期消火に関すること（消火方法、体制等）
- (6) 救出・救護に関すること（活動内容、医療機関への連絡等）
- (7) 避難誘導及び避難生活に関すること（避難の指示の方法、**要配慮者**への対応、避難路、避難場所、避難所の運営協力等）
- (8) 給食・給水に関すること。（食料、飲料水の確保、炊出し等）
- (9) 防災資機材等の備蓄・管理に関すること。（調達計画、保管場所、管理方法等）

3 組織の編成

組織は会長、副会長、情報班、消火班、救出救護班、避難誘導班、給食給水班など、おおむね次図に掲げる例を参考に編成する。これにとらわれず、隣保ごとに細分化して班編成を行うことも考えられる。なお、組織編成にあたっては、次の(1)～(4)に留意するとともに、地元消防団との連携手段についてもあらかじめ定める必要がある。

- (1) 昼と夜、いずれの場合でも活動に支障がないよう組織を編成する。
- (2) 水害や土砂災害の危険性が高い地区は、水防班やがけ地巡視班などを設ける。
- (3) 地域内の事業所の自衛消防組織や従業員についても、一定の役割を担える場合は、その役割を位置づける。
- (4) 活動班員には地域の専門家や経験者を配置し、組織の活動に実効性をもたせる。

自主防災組織の班編成（例）



各班の活動内容

役割	平常時	災害時
本部	1 年間活動計画や予算、決算の作成 2 市や防災機関との協力体制づくり 3 役員会等の開催	1 各班の指揮監督 2 被害状況の把握 3 市や防災機関との相互連絡
情報班 (連絡員)	1 広報活動 2 被災状況の把握方法の研究 3 市や防災機関との伝達方法の検討	1 広報活動 2 被害状況の把握と集約 3 市や防災機関との相互連絡
消火班	1 消火器材の操作習熟 2 資機材の保守点検 3 消火訓練の実施 4 消防団との連携調整	1 初期消火 2 消防署と消防団の後方支援

役割	平常時	災害時
救出救護班	1 要配慮者の情報収集と支援方法の検討 2 負傷者の救出や搬送方法の検討	1 要配慮者の支援 2 負傷者の救出と医療機関への搬送 3 負傷者の状況把握
避難誘導班	1 避難経路や一時避難場所の安全点検 2 地域内の危険箇所の調査と安全対策 3 避難所運営方法の研究	1 避難経路の安全確認と決定 2 避難誘導と避難途上の安全確保 3 避難所の運営
給食給水班	1 給食給水、救援物資の配付方法の研究 2 炊出し・給水用資機材の保守点検	1 水、食料の確保 2 救援物資の配布 3 炊き出しの実施

4 備蓄の推進

自主防災組織は地域の中核組織として、次の資機材を備えるものとする。なお、資機材の整備にあたっては、市の支援制度を活用するものとする。

自主防災組織が備えるべき資機材

区分	内容
初期消火用資器材	可搬式散水装置、街頭用消火器格納箱、街頭用消火器、スタンドパイプ、組立型水槽、ホースボックス、消防用ホース、筒先、消火栓用キーハンドル、可搬式消防ポンプその他初期消火活動に必要な資器材
救助用資機材	発電機、投光器、チェーンソー、はしご、救命ロープその他救助活動に必要な資機材
救護用資機材	ろ水器、救急医療セット、防水シート、揚水機、毛布、簡易ベッド、簡易トイレ、リヤカー、防災井戸、担架、自動体外式除細動器その他救護活動に必要な資機材
水防用資機材	土のう袋、鉄杭、救命胴衣その他水防活動に必要な資機材
避難誘導用資機材	警笛、旗、腕章、ヘルメット、拡声器その他避難誘導に必要な資機材
情報通信用資器材	携帯用無線通信機、携帯用ラジオその他情報通信に必要な資器材
保管用施設	上記防災資機材の保管用格納庫

5 わがまち防災ファイルの作成

自主防災組織は、組織表や資機材台帳、人材台帳、要配慮者台帳などを整理するために、市が進める「わがまち防災ファイル」の作成に取り組むものとする。

6 自主防災マップの作成

自主防災組織は、避難経路や避難場所、危険箇所などを把握するために、「まち中歩き」を実践し、自主防災マップにその成果をまとめるものとする。

7 防災訓練の実施

自主防災組織は次表を参考に、地区ごとに予想される災害に対応した訓練を実施する。また、市が実施する総合防災訓練にも積極的に参加するものとする。

自主防災組織が実施するべき訓練の例示

災害種別	訓練内容
火災	消火器や消火栓、可搬ポンプなどの取り扱い訓練、避難訓練など
水害	水防訓練、避難訓練など
土砂災害	避難訓練など
地震	倒壊家屋からの救出訓練など
その他	要配慮者の参加する避難誘導訓練 負傷者の手当と救命訓練 給食給水訓練

8 地区防災計画の策定等

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築など地区の特性に応じた自発的な防災活動の推進に努め、必要に応じて当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。（災害対策基本法第 42 条の 2）

9 フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済）の活用

フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済）は、兵庫県が条例に基づき実施する信頼性の高い制度である。この制度は阪神淡路大震災の教訓「助け合い（共助）」の精神に基づき考案され、平成 17 年 9 月に創設された。平成 21 年台風第 9 号による災害では、創設以来初の給付金が支給された。市内では **13 戸に計 1,250 万円（平成 24 年 11 月末時点）** が給付され、復興への大きな力となった。自主防災組織は、この制度の趣旨を広め加入を促進する。また、市は自助の一助となる本制度への加入を促進するため、住民一人ひとりへの広報活動に努めるものとする。なお、制度の概要は次のとおりである。

住宅再建共済の加入負担金（平成 26 年 8 月 1 日現在）

対象者	兵庫県内に住宅を所有する人	対象となる災害
住宅再建共済の加入負担金	1 戸年額 5,000 円	地震・台風・水害等あらゆる自然災害
一部損壊特約の加入負担金	1 戸年額 500 円（特約分）	
家財再建共済の加入負担金	1 戸年額 1,500 円	

住宅再建共済制度の給付額

給付金の種類	給付の対象	給付額
住宅再建共済給付金	半壊以上の被害で住宅を建築、購入	600 万円
	全壊で住宅を補修	200 万円
	大規模半壊で住宅を補修	100 万円
	半壊で住宅を補修	50 万円
	半壊以上の被害で住宅を建築、購入、補修せずに賃貸住宅に入居	10 万円

※県外での建築・購入の場合は 1 / 2 とする。

住宅再建共済制度（一部損壊特約）の給付額

給付金の種類	給付の対象	給付額
一部損壊特約給付金	一部損壊（損害割合 10%～20%未満）で住宅を建築・購入・補修	25 万円
	一部損壊（損害割合 10%～20%未満）で住宅を建築、購入、補修せずに賃貸住宅に入居	10 万円

※県外での建築・購入の場合は 1 / 2 とする。

家財再建共済制度の給付額

給付金の種類	給付の対象	給付額
家財再建共済給付金	全壊で家財を補修、購入	50 万円
	大規模半壊で家財を補修、購入	35 万円
	半壊で家財を補修、購入	25 万円
	床上浸水で家財を補修、購入	15 万円

第3節 消防団の育成

自主防災組織とともに共助の中核的役割を担うのが消防団である。前章第6節にも示したが、行政が担う公助の力は、まさに災害が起ころうとしている時点では有効な救助手段とはならない。災害時にもっとも身近にある消防団の献身的な活動が減災には不可欠である。本節では、あらゆる災害で主体的に活動を行う消防団の活動内容や組織の育成方法について定める。

第1款 基本の方針

- 1 市は災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、消防機関組織（消防団）の充実を図る。
- 2 消防団は消防組織法第1条の規定に基づき、水火災、または地震災害などを防除し、及びこれらの災害の被害の軽減に努める。
- 3 消防団の機能を継続的に保ち、さらなる強化を図るため、団員数の確保や消防団の育成強化対策を推進する。

第2款 活動

消防団は、災害発生時における警戒巡視や避難誘導、避難情報の伝達、救助救出活動のほか、平常時においては、訓練や広報活動に従事する。活動にあたっては市や自主防災組織を始めとする防災機関と緊密な連携をとって任務を遂行するものとする。なお、活動を行う上で必要となる装備や設備は、機動分団と機動部においては市が計画的に配備を行う。その他の分団や部においては、市が装備や設備に係る費用の一部を助成する。

- 1 災害防除活動（土のうの手配、土のう積みなど）
- 2 地域の情報収集
- 3 市や自主防災組織との情報連携
- 4 避難誘導
- 5 交通規制にかかる誘導
- 6 避難情報の伝達
- 7 救出・救助活動
- 8 平常時の応急手当の普及指導
- 9 警戒活動
- 10 広報活動 など

第3款 育成強化対策

消防団活動を担う消防団員数の減少は全国的な傾向であり、消防団組織における最大の課題である。市は消防団員を確保するため、広報紙やパンフレットで消防団の意義や存在価値を周知し、団員加入を促進する。また、消防団機能のさらなる強化を図るため、次の支援を実施する。

- 1 災害を想定した実践的な訓練への支援
- 2 円滑な消防団活動を行うための資機材の充実と車両の更新
- 3 効果的な活動を行うための常備消防、自主防災組織との連携
- 4 効率的な消防団活動を行うための組織再編
- 5 他の消防団との連携体制の構築
- 6 団員研修の実施

第4節 企業との連携

災害が大規模であるほど、地域や企業の組織化された集団による防災活動の重要性が高まる。本節では、企業が果たす減災への取り組みについて定める。

第1款 企業が果たすべき役割

- 1 平常時の対策
(1) 自衛防災組織の育成

- (2) 防災訓練の実施
- (3) 地域の防災訓練への参加
- (4) 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
- (5) 防災体制の整備
- (6) 災害時応援協定の検討

2 災害時の役割

- (1) 従業員、顧客、**入所者等**の安全**確保**
- (2) 経済活動の維持
- (3) ボランティア活動への支援等、地域への貢献
- (4) 一時避難所として施設の提供**

第2款 事業所の自衛防災組織

1 対象施設

- (1) 多数の者が利用する施設（中高層建築物、旅館、学校、病院、**老人福祉施設等**）
- (2) 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物、放射性物資等を貯蔵又は取り扱う施設）
- (3) 多数の従業員のいる事業所等で、自衛防災組織を設置することが効果的な施設
- (4) 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル）等

2 自衛防災計画の作成

- (1) 予防計画
 - ① 予防管理組織の編成
 - ② 火気使用施設、危険物、準危険物、特殊可燃物等の点検整理
 - ③ 消防用設備等の点検整備
- (2) 学習訓練計画
 - ① 防災学習
 - ② 防災訓練
- (3) 応急対策計画
 - ① 応急活動組織の編成
 - ② 情報の収集伝達
 - ③ 出火防止及び初期消火
 - ④ 避難誘導
 - ⑤ 救出救護

3 自衛防災組織の活動

- (1) 平常時
 - ① 防災訓練
 - ② 施設及び設備等の整備
 - ③ 従業員等の防災に関する教育の実施
- (2) 災害時
 - ① 情報の収集伝達
 - ② 出火防止及び初期消火
 - ③ 避難誘導
 - ④ 救出救護

第3款 市の役割

- 1 自衛防災組織の育成指導
- 2 防災マニュアルの作成支援
- 3 地域の防災訓練等への参加促進
- 4 防災に関するアドバイス

第5節 自衛水防組織の設置

浸水想定区域内に存在する高齢者・障がい者・乳幼児等の要配慮者施設は、自衛水防組織を設置し、入所者等の避難確保計画又は浸水防止計画の作成及び訓練の実施を行うよう努めなければならないこととなった。（水防法第15条の3）

市は対象となる施設が自衛水防組織の設置を行う場合には、アドバイスなどの協力を行う。
なお、要配慮者施設一覧については資料編に示す。

第5章 大規模事故等の災害予防対策

本章では、これまでに示した予防対策のほか、起こりうる雪害や大規模事故などを想定し、その被害の軽減に必要な予防対策について定める。なお、本章に定めのない事項は、前章までの定めによるものとする。

第1節 雪害の予防対策

市北部に位置する旧波賀町と旧千種町は、豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定による豪雪地帯に指定されている。同法による豪雪地帯の位置づけは「積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域」とされる。市北部では集落が山間部に点在する地域が多く、旧波賀町と旧千種町には県が定義する「雪崩危険箇所」が142箇所（県砂防課所管139、県治山課所管3、平成23年3月31日時点）存在する。

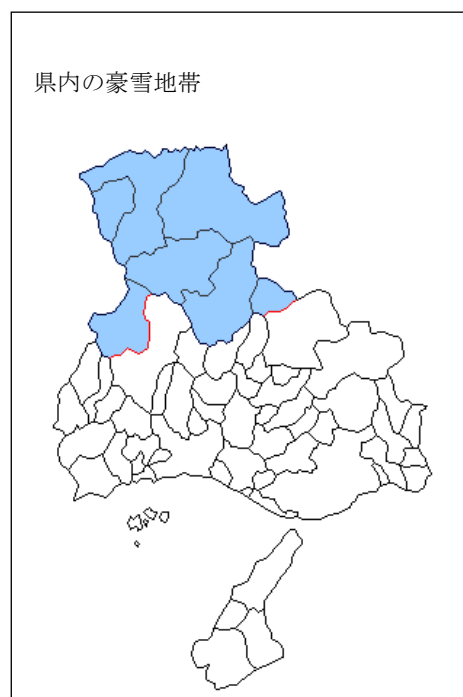
雪崩危険箇所（県治山課所管分 平成26年3月31日時点）

箇所番号	箇所名	位置	延長	斜面方角
524-な-2	三久安	引原三久安	100m	南西
524-な-3	大曲り	日ノ原大曲り	50m	北東
524-な-4	畑ヶ谷	道谷畑ヶ谷	150m	北西

※県砂防課が所管する雪崩危険箇所139箇所は、資料編に掲載する。

市は、なだれの被害を軽減させるための予防工と、なだれを減勢するための防護工による総合的な対策の実施を県に要望するものとする。

雪害による被害は、なだれをはじめ積雪による交通障害や家屋の除雪作業事故、融雪水害などが想定される。市はこれらの被害に対する警戒避難体制の整備に努めるとともに、国土交通省や県と連携し、管轄を越えた効率的な除雪作業を実施するものとする。なお、雪害が発生した場合の応急対策は、第5編の大規模事故等応急対策計画に定める。



想定される雪害

- 1 なだれ
- 2 交通障害
- 3 除雪作業事故
- 4 融雪水害

第2節 大規模火災の予防対策

火災は住宅の密集化、建築物の高層化などにより、大規模化する可能性が増している。本節では、火災の延焼を最小限に抑制し、火災による死傷者を減らすために必要な予防対策を定めるものとする。

第1款 火災に強いまちづくり

市は火災の延焼を防ぐための道路などの構造物を計画的に配置するとともに、住宅密集地には火の手から身を守るための広場や公園などの広域避難場所の整備を進めるものとする。

第2款 火災に対する建築物の安全化

1 消防用設備等の整備、維持管理

西はりま消防組合宍粟消防署は、多数が出入りする事業所について、法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備の設置を促進するものとする。また、事業者は当該建築物に設置した消防用設備等について、災害時にその機能を発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。なお、一般住宅においては、消火器や住宅用火災警報器の設置を促進する。

2 建築物の防火管理体制

西はりま消防組合宍粟消防署は火災等の被害を最小限に抑制するため、消防法第8条の規定による防火管理者の選任について指導し、防火管理体制の整備に努めるものとする。また、防火管理者に対し、消防計画の作成、消火、通報及び避難誘導など、防火管理上必要な業務について指導を行い、防火管理体制が機能するよう充実化を図るものとする。

3 建築物の安全対策の推進

西はりま消防組合宍粟消防署は旅館や大規模店舗など、不特定多数の者を収容する施設（防火対象物定期点検報告制度の対象施設）については、予防査察時に防火安全対策について適切な指導を行うものとする。

第3款 消防施設等の整備強化

市は消防施設や消防設備、消防水利等について、消防力の整備指針と消防水利の基準を満たすよう整備に努めるものとする。本市の消防力は、先の基準をおおむね満たしているが、機能の低下した施設の更新を進める必要がある。また、新機材等についても計画的に導入し、消防力の向上を図るものとする。整備事業の実施にあたっては、消防施設強化促進法及び消防施設整備費補助金交付要綱に基づく消防施設整備補助事業及び防災まちづくり事業等を活用することで、国の財政措置を受けるものとする。また、水道設備等の被害によって消防水利の確保に支障をきたすことのないよう防火水槽、耐震性貯水槽の整備、自然水利の利用、水泳プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化とその適正な配置に努めるものとする。

第4款 火災予防対策

市は火災の発生を未然に防ぐために、次の対策を実施する。

1 一般火災予防対策

市と西はりま消防組合宍粟消防署が行う予防消防行政については、立入検査を強化するとともに、広報活動による防火思想の普及徹底を図り、予防消防の基本である警火心の高揚を図る。毎年全国一斉に実施される春秋火災予防運動に市内一円で広報活動を行うとともに、平常時においても広報活動に努める。また、消防団においては、平常時から防火パトロールや広報活動に努めるものとする。

2 林野火災予防対策

(1) 広域的、総合的消防体制の確立

林野火災に対処するため消防団員を確保するとともに、林野火災多発期、林野火災警報時における警戒体制、林野火災に対処する組織の強化を図る。

(2) 出火防止対策

林野火災の出火原因については、大部分が失火であることから出火防止に関する啓発の強化、火災多発危険期における巡視を実施する。

(3) 装備の近代化

火災の発生に際して被害の軽減を図るため防火線、林道等の構築、林野火災の特性に対処し得る消防用資機材の整備を促進する。

第3節 危険物等の事故の予防対策

本節では、消防法の別表第1に定めのある危険物による災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を抑制するため、各取扱い事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。

第1款 危険物の保安対策

県及び西はりま消防組合赤粟消防署は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、移転させるなど、危険物の規制を行うこととする。

1 危険物施設の把握と防災計画の策定

関係機関は、常に危険物施設及び貯蔵され取り扱われる危険物の性質及び数量を把握し、これに対応する的確な防災計画を策定することとする。

2 監督指導の強化

関係機関は、危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を強力に実施して、関係法令を遵守させることとする。

3 消防体制の強化

県及び西はりま消防組合赤粟消防署は、各事業ごとの火災防災計画を作成するとともに、隣接市町との相互応援協定の締結を推進することとする。

4 防災教育

関係機関は、危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防除の具体的方途につき視聴覚教育を含む的確な教育を行うこととする。

第2款 火薬類の保安対策

県及び西はりま消防組合赤粟消防署は、火薬類を使用する事業所等において、火災、爆発等の災害の発生を防除するため、定期自主検査の実施、従事者の保安教育の強化推進、防災訓練等により自主防災体制の確立に努めるよう関係機関に指導を促す。

1 警戒体制の整備

台風の接近等により、作業の実施が危惧されるとき又は火薬類関係施設に災害・事故が発生するおそれのあるとき、事業者は天候の状況に応じた警戒体制を確立することとする。

2 警戒体制の発令

台風の接近、大雨等の各注意報・警報の発令、雷の発生及び火薬庫付近での山火事の発生等により事業所が警戒事態となったとき、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を発令することとする。

3 警戒措置の実施

(1) 事前調査

河川からの鉄砲水、土砂崩れ及び落雷への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形、落雷の頻度等の地域的特性等を事前調査することとする。

(2) 警戒実施

警戒体制が発令されたとき、現場巡回等の天候の状況に応じた警戒措置を実施することとする。

4 作業規制

天候の状況に応じて、発破作業の中止等の作業規制を行うこととする。

5 火薬類関係事業所における防災体制の整備

事業者は、災害発生時に冷静かつ有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やか

に防災体制を確立することとする。

(1) 防災組織の確立

防災組織の編成方法及び各班の業務内容を明らかにすることとする。

(2) 連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立することとする。

(3) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立することとする。

(4) 相互応援体制の確立

災害が発生し、一つの事業所だけでは対応できない場合に備えて、関係事業所との相互応援体制を確立することとする。

6 保安教育の実施

県、警察及び関係団体は、火薬類に関する各種講演会において、事業者に対して火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させることとする。事業者は、従業員に対し定期的かつ施設の新設等の機会ごとに保安教育を実施し、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、防災意識の高揚を図ることとする。なお、主な教育項目は次のとおりとする。

(1) 関係法令

(2) 火薬類に関する性質、保安管理技術

(3) 地震に関する知識

(4) 災害時における応急対策及び避難方法

7 防災訓練の実施

事業者は、取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努めることとする。なお、主な訓練項目は次のとおりとする。

(1) 緊急通信・通報・伝達訓練

(2) 非常招集動員訓練

(3) 救助・避難訓練

(4) 応急措置実施訓練

(5) 消火訓練

(6) 広報訓練

8 防災技術の研究

関係機関及び事業者は、火薬類の特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努めることとする。

第3款 毒物・劇物の保安対策

県その他の関係機関は、毒物劇物営業者及び毒物劇物取扱責任者に対し、常に登録基準等に適合する施設を維持させるとともに、毒物劇物によって住民の保健衛生上に危害を及ぼすおそれがあるときは、直ちに龍野健康福祉事務所、宍粟警察署、**西はりま消防組合宍粟消防署**に届け出るよう指導する。

市は住民に対しては、毒物劇物の取扱い及び保存に関する知識の普及を図り、誤って災害を引き起こさないように努める。

第4款 ガスの保安対策

県及び西はりま消防組合宍粟消防署は、高圧ガスやL Pガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、高圧ガス関係事業所、L Pガス製造・販売事業者及びL Pガス消費者に対し、火災、爆発等の災害の発生を防除するため、定期自主検査の実施、従事者の保安教育の強化推進・防災訓練等により防災体制の確立に努めるよう指導する。

1 事業所における防災体制の整備

事業者は、災害発生時に冷静かつ有効な防災活動を実施し、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立することとする。

(1) 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

(2) 連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立することとする。

(3) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立することとする。

(4) 相互応援体制の確立

大規模災害が発生し、一つの事業所では対応できない場合に備えて、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立することとする。

2 防災資機材の整備

県及び西はりま消防組合赤栗消防署は、事業所に対して防災資機材等の整備促進を図るとともに、事業者が整備した防災資機材の種類や数量の把握に努める。また、その防災資機材の管理について指導を行う。事業者は防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努めることとする。また、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、外部から資機材を調達できる体制を整備することとする。

第4節 原子力事故の予防対策

本節では、第5編に定める原子力事故の応急対策が迅速かつ円滑に展開できるよう平時に備えるべき事項を定める。

第1款 原子力災害等に関する法令

1 原子力関係の国内法体系

原子力基本法（昭和30年法律第186号）は、「原子力の研究、開発及び利用を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与する」ことを目的に制定された。この原子力基本法を柱に、原子力関係法が次の8分野で整備されている。

(1) 組織に関するもの

- ① 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法（昭和30年法律第188号）
- ② 各省庁設置法
- ③ 放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和33年法律第162号）
- ④ 日本原子力研究所法（昭和31年法律第92号）
- ⑤ 核燃料サイクル開発機構法（昭和42年法律第73号）

(2) 放射線障害の防止等に関するもの

- ① 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）
- ② 電気事業法（昭和39年法律第170号）
- ③ 船舶安全法（昭和8年法律第11号）－原子力船特殊規則
- ④ 放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）
- ⑤ 医療法（昭和23年法律第205号）
- ⑥ 薬事法（昭和35年法律第145号）－放射性医薬品製造規則

(3) 従業員の放射線被ばくの防止に関するもの

- ① 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）－電離放射線障害防止規則
- ② 船員法（昭和22年法律第100号）
- ③ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）－人事院規則10-5（職員の放射線障害の防止）

(4) 放射性物質の輸送に関するもの

- ① 航空法（昭和 27 年法律第 231 号）
- ② 船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）
- ③ 港則法（昭和 23 年法律第 174 号）
- ④ 郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）
- ⑤ 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）
- ⑥ 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）
- (5) 災害対策及び原子力損害の賠償に関するもの
 - ① 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）
 - ② 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）
 - ③ 原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）
 - ④ 原子量損害賠償制度補償契約に関する法律（昭和 36 年法律第 148 号）
- (6) 電源開発に関するもの
 - ① 電源開発促進法（昭和 27 年法律第 283 号）
 - ② 発電用施設周辺地域整備法（昭和 49 年法律第 78 号）
 - ③ 電源開発促進税法（昭和 49 年法律第 79 号）
 - ④ 電源開発促進対策特別会計法（昭和 49 年法律第 80 号）
- (7) 輸出入に関するもの
 - 外国為替及び外国貿易管理法（昭和 24 年法律第 80 号）
- (8) 計量に関するもの
 - 計量法（昭和 26 年法律第 207 号）

（注 1）主要なものだけを掲げた。

（注 2）「新版原子力ハンドブック」（1994 年，浅田忠一他監修，オーム社）をもとに加筆

これらの法律のうち、対策に関係する特に重要な法律は、原子炉などの設置、運転等を規制する「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（原子炉等規制法・昭和 32 年法律第 166 号）」、放射性同位元素の取り扱いを規制する「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（放射線障害防止法・昭和 32 年法律第 167 号）」、原子力災害に対する対策の強化を図る「原子力災害対策特別措置法（原災法・平成 11 年法律第 156 号）」である。

2 法令等に基づく各機関の予防対策に関する責務

原子力事業者は原子炉等規制法に基づき保安規定の作成が、放射性物質取扱事業者は放射線障害防止法に基づく予防規定の作成が義務づけられている。また、各事業所の特殊性を考慮して、事業所ごとに予防対策を効率的に運用するための管理上の基準が設けられている。さらに原子力事業者には、原災法に基づく次の予防対策が義務づけられている。

- (1) 原子力事業者防災業務計画の策定（第 7 条第 1 項）
- (2) 原子力防災組織の設置（第 8 条第 1 項）
- (3) 原子力防災管理者の選任（第 9 条第 1 項）
- (4) 通報を行うために必要となる放射線測定設備の設置及び記録の公表（第 11 条第 1 項及び第 7 号）
- (5) 放射線障害防護用器具、非常通信機器その他の資材、または機材の備付け（第 11 条第 2 項）

なお、県市は法令に特別の定めはないが、対象原子力災害等から住民の生命、身体及び財産を保護するため、第 5 編の応急対策計画に定める対策を実施できるよう適切な予防対策を講じておく必要がある。

第 2 款 緊急時モニタリング体制の整備

緊急時におけるモニタリング（空間放射線の測定、環境試料中の放射能の測定）体制の整備に

について定める。

1 原子力事業者の措置（核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等関係）

原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合には、モニタリングの実施等といった危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担及び携行する資機材等を記載した運搬計画書並びに、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行することとする。また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために所要の要員を配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図るものとする。

2 放射性同位元素取扱事業者の措置

放射性同位元素取扱事業者、または放射性同位元素取扱事業者から運搬を委託された者（以下「放射性同位元素取扱事業者等」という。）は、法令で定める放射線の量及び放射性物質による汚染の状況を測定するために必要な体制を整備することとする。（放射線障害防止法第20条、第33条）

3 県市の措置

（1）各対象原子力災害等に共通の措置

- ① 県は国の委託を受け、[健康生活科学研究所](#)で実施している環境放射能水準調査により、平常時の環境放射線量等のデータを収集し、もって、緊急時における対策のための基礎データとすることとする。
- ② 県は播磨科学公園都市に所在する（財）高輝度光科学研究センター等の公的研究機関及び（社）兵庫県放射線技師会等の技術者団体など、放射線モニタリング実施体制を整備している機関との間で、緊急時モニタリングに係る協力体制を構築するよう努めることとする。
- ③ 市は重大な県外原子力災害等事案が発生した場合に備え、市役所庁舎（市域南部）及び波賀市民局（市域北部）において、人への影響を加味した平常時の空間放射線量率（ $\mu\text{Sv/h}$ ）を測定し、データを収集するとともにホームページ等で公表する。

（2）核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等に特有の措置

県市は核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害が発生した場合に備え、当該原子力災害発生時に、文部科学省、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本原子力研究開発機構、原子力事業者から動員される緊急時モニタリング要員の受け入れについてあらかじめ体制を整えることとする。

（3）不法廃棄等事案に特有の措置

県市、その他関係機関は、放射性同位元素取扱事業者以外の者で、放射性物質が不法に持ち込まれるおそれのある者に対し、検査体制の整備など必要な防止対策を講じるよう働きかけに努めることとする。

第3款 救援・救護活動体制の整備

対象原子力災害等に係る救援、救護活動体制の整備について定める。

1 消防活動体制の整備

（1）[西はりま消防組合](#)[赤松消防署](#)は、放射性同位元素取扱事業所の立地や高速道路の状況等も踏まえ、次に掲げる消防活動体制の整備に努めることとする。

- ① 放射線計測資機材、放射線防護資機材の整備
- ② 放射線に関する職員研修と職員訓練の実施（放射線計測、放射線防護、除染、放射線による影響など）
- ③ 事業所等の把握

(2) 県は西はりま消防組合宍粟消防署が実施する消防活動体制の整備について、国及び専門家と協力し、必要な助言、情報提供等の支援を行うこととする。

西はりま消防組合宍粟消防署における防護資機材等整備状況

防護服		呼吸保護具		測定機器								
				個人被ばく線量計				環境放射線測定器				
放射能防護服	その他	酸素呼吸器	空気呼吸器	フィルムバッジ	ポケット線量計	熱ルミネセンス線量計	その他	電離箱式	GM管式サーベイメーター	シンチレーション式	表面汚染検出器	その他
3 着		3 個	19 個		8 個				4 台			

2 放射性物質による健康被害への対応

放射性物質運搬中の事故等が発生した場合や放射性物質による汚染の可能性がある場合、その場所について、GM管式サーベイメーターを用いて放射性物質の環境測定を行う。バックグラウンドとは明らかに異なる放射性物質の存在を確認した場合は、測定値を記録し、その場所をできるだけ早く離れて、専門機関(放射線医学研究所等)に報告する。この場合、汚染核種がわかっていれば併せて報告する。専門機関に相談の上、一時的な立入制限区域を設けたうえで今後の対応を専門機関に相談する。

なお、健康被害が発生している可能性がある場合は、GM管式サーベイメーターで対外測定を行ったうえで、体表面の汚染物質を取り除き、津山中央病院等(初期被ばく医療機関)に搬送し医師の指示を受ける。

3 緊急時医療体制の整備

(1) 関係職員の研修

県市及び医療関係機関は、放射線の基礎知識や放射線防護、除染、放射線障害、被ばく患者の取扱いなど、専門的な知識や技術を取得できるよう医療従事者等の研修への参加を促すものとする。

職員研修実施機関（1・2 関係）

実施機関	研修内容
独立行政法人放射線医学総合研究所	放射線防護課程 放射線看護課程 医学物理コース 画像診断セミナー NIRS 放射線事故初動セミナー NIRS 被ばく医療セミナー
独立行政法人日本原子力研究開発機構 原子力人材育成センター	放射線基礎課程 放射線安全管理コース 放射線防護基礎コース 原子力一般（原子力防災従事者向け） など
財団法人日本原子力文化振興財団	自治体講師派遣制度 原子力研修講座 など

(2) 緊急時対応可能医療機関の把握

県市は次の区分により、地域内外の緊急時対応可能医療機関（救急疾患と被ばくを伴う患者の治療を行える施設）を事前に把握するよう努めることとする。

① 放射線障害専門病院（重度の内部汚染に対処できる能力を持つ施設）

府県	病院名	住所	電話
千葉県	放射線医学総合研究所	千葉市稲毛区穴川 4-9-1	043-251-2111(代) 043-206-3189（緊急被ばく医療ダイヤル 24h 対応）

② 緊急被ばく医療施設

- ・ 初期被ばく医療機関

被ばく患者に対する初期診療(救急診療(創傷又は熱傷等の合併症の初期治療、汚染・被ばく患者の救急診療・放射性ヨウ素による甲状腺被ばくに対する安定ヨウ素剤の投与を含む初期治療・汚染創傷に対する処置(除染を含む))を行う医療機関

・二次被ばく医療機関

初期被ばく医療機関では対応が困難で、被ばく医療に関する専門的な除染や診療(局所又は全身に高線量を被ばくした患者の診療開始・内部被ばくの可能性がある者の診療・合併症の根本的な治療)ができる医療機関

・放射線障害の医療相談機関(三次被ばく医療機関)

初期及び二次被ばく医療機関で対応が困難で、被ばく医療に関する高度専門的な除染、線量評価、診療を提供できる医療機関

緊急被ばく医療施設一覧(近畿圏付近を抜粋)

府県	種別	病院名	住所	電話
石川県	二次	石川県立中央病院	金沢市鞍月東 2-1	076-237-8211(代)
		金沢大学附属病院	金沢市宝町 13-1	076-265-2000(代)
		国立病院機構金沢医療センター	金沢市下石引町 1-1	076-262-4161
福井県	初期	国立病院機構福井病院	敦賀市桜ヶ丘町 33-1	0770-25-1600
		市立敦賀病院	敦賀市三島町 1 丁目 6-60	0770-22-3611
福井県	初期	杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町 2-2	0770-52-0990(代)
		社会保険高浜病院	大飯郡高浜町宮崎 87-14-2	0770-72-0880(代)
	初期支援	福井赤十字病院	福井市月見 2-4-1	0776-35-3630(代)
		福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋 7-1	0776-23-1111(代)
		福井県社会保険病院	勝山市長山町 2-6-21	0779-88-0350(代)
		公立丹南病院	鯖江市三六町 1-2-31	0778-51-2260
	二次	福井県立病院	福井市四ツ井 2-8-1	0776-54-5151
	二次支援	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月 23-3	0776-61-3111
京都府	初期	国立病院機構舞鶴医療センター	舞鶴市字行永 2410	0773-62-2680
		舞鶴赤十字病院	舞鶴市字倉谷 427	0773-75-4175(代)
		舞鶴共済病院	舞鶴市字浜 1035	0773-62-2510
		綾部市立病院	綾部市青野町大塚 20-1	0773-43-0123
		京都府立与謝の海病院	与謝郡与謝野町字男山 481	0772-46-3371(代)
	二次	国立病院機構京都医療センター	京都市伏見区深草向畑町 1-1	075-641-9161
大阪府	初期	府立泉州救命救急センター	泉佐野市りんくう往来北 2-24	072-464-9911(代)
		府立中河内救命救急センター	東大阪市西岩田 3-4-13	06-6785-6166(代)
	二次	国立病院機構大阪医療センター	大阪市中央区法円坂 2-1-14	06-6942-1331(代)
岡山県	初期	津山中央病院	津山市川崎 1756	0868-21-8111(代)
	二次	国立病院機構岡山医療センター	岡山市田益 1711-1	086-294-9911
島根県	初期	松江赤十字病院	松江市母衣町 200	0852-24-2111(代)
	二次	松江市立病院	松江市乃白町 32-1	0852-60-8000(代)
		島根県立中央病院	出雲市姫原 4-1-1	0853-22-5111(代)
	二次支援	島根大学医学部附属病院	出雲市塩治町 89-1	0853-23-2111(代)
愛媛県	初期	市立八幡浜総合病院	八幡浜市大平 1 耕地 638	0894-22-3211
		四国電力(株)伊方健康管理室	西宇和郡伊方町九町コチワキ 3-40-3	0894-39-0221(代)
	二次	愛媛県立中央病院	松山市春日町 83	089-947-1111(代)
		愛媛大学医学部附属病院	東温市志津川	089-964-5111(代)
		松山赤十字病院	松山市文京町 1	089-924-1111

放射線障害の医療相談機関(三次被ばく医療機関)

府県	病院名	住所	電話
千葉県	独立行政法人 放射線医学総合研究所	千葉市稲毛区穴川 4-9-1	043-251-2111(代) 043-206-3189 (緊急被ばく医療 ダイヤル 24h 対応)
広島県	財団法人 放射線影響研究所 広島研究所	広島市南区比治山公園 5-2	082-261-3131(代)

第6章 大規模広域災害時の受入れ対策

本章では、県内外において起こりうる大規模広域災害を想定し、市外の避難者の受入れについて定める。

第1節 避難対策

市は、指定避難所の中から広域一時滞在の用にも供することについて他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努めるものとし、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るように努める。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第2節 組織体制

市は、国内で大規模広域災害が発生し、災害応急対策(市外における応援活動を含む。)を行うために必要があれば、災害対策支援本部等の名称により、災害対策本部を設置して職員を動員する対応を行う。

○受入れ施設(平成27年3月31日)

番号	避難所名	京都府綾部市	収容可能 人員(人)	浸水想 定深(m)	土砂災害 警戒区域	所在地	電話
1	宍粟防災センター	志賀郷志賀郷	100	0.5未満	—	鹿沢65-3	63-2000
2	山崎ふれあいセンター		50	1.0～2.0	—	庄能221-1	62-6671
3	城下ふれあいセンター		50	0.5未満	—	千本屋269-3	—
4	河東ふれあいセンター	志賀郷篠田	50	1.0～2.0	—	神谷396-2	—
5	神野コミュニティセンター		50	0.5未満	該当	田井153	—
6	学遊館		100	0.5未満	該当	東下野18	64-7700
7	センターいちのみや	物部白道路	100	—	該当	東市場387-9	72-0090
8	一宮保健福祉センター		50	1.0～2.0	該当	間賀300	72-2100
9	神戸小学校		100	0.5未満	—	東市場788	72-0012
10	県立伊和高等学校	志賀郷仁和	100	0.5未満	—	安積616-2	72-0240
11	スポニックパーク一宮	志賀郷西方	200	—	—	東市場1090-3	72-1331
12	一宮北中学校 御形寮		50	1.0～2.0	該当	三方町274	74-0019
13	波賀B&G海洋センター		100	—	該当	有賀29-1	75-3811
14	市民センター波賀	志賀郷別所・志賀・内久井	100	—	該当	上野235	75-2001
15	センターちくさ	志賀郷向田	100	—	該当	千草160	76-2210
16	千種小学校	志賀郷防口	100	—	—	千草29	76-2012
17	県立千種高等学校	志賀郷金河内	100	—	—	千草727-2	76-2033
合計			1,500				